

2018

徳島県木造住宅耐震化促進事業マニュアル

改定追補版

令和4年4月1日

監修 徳島県県土整備部住宅課

発行 公益社団法人 徳島県建築士会

目次

■はじめに

第1部 各事業の要件・取扱基準等	1
第1章 木造住宅耐震化促進事業の概要	1
第2章 各関係者の役割・要件等	2
第3章 木造住宅耐震診断支援事業	5
第3章-2 木造住宅耐震診断（補強計画）支援事業	10
第4章 木造住宅耐震改修支援事業	14
第5章 耐震シェルター設置支援事業	21
第6章 スマート化支援事業	22
第7章 住宅の住替え支援事業	24
第2部～第5部・新旧対照表	26
■参考資料1：Wee2012（Win10）使用上の注意点	30
■参考資料2：各種様式等	35

■はじめに

2018徳島県木造住宅耐震化促進事業マニュアルの改定追補版の作成経緯は以下のとおり。

- ・令和2年度の変更を受けた追補版を発行（令和2年4月1日）
- ・同4年度までの変更を受けて上記追補版を改訂（令和4年4月1日）

□令和2年度における変更：令和2年4月1日から施行

1. 住まいの安全・安心なリフォーム支援事業の廃止
 - ・簡易な耐震改修を支援する事業を廃止。
 - ・耐震ベッドを設置する事業はシェルター事業の中のベッドタイプに移行。
2. スマート化支援事業の新設
 - ・耐震改修事業またはシェルター事業と組み合わせて利用可。
 - ・取組が必須のスマート化工事と任意のリフォーム工事で成り、補助金上限は30万円（補助率2/3）。
3. 一部事業における「現在居住している住宅」要件の廃止
 - ・廃止事業は、耐震診断事業、補強計画事業及び耐震改修工事。

□令和4年度における変更：令和4年4月1日（1. は令和3年7月1日）から施行

1. Wee2012（Win10）版の導入に伴う診断法・改修設計法の追加
 - ・診断プログラムWee2012が令和3年4月Wee2012（Win10）にバージョンアップ。
 - ・これに伴い、診断法として2021診断法を、改修設計法として2021改修設計法（四分割法）及び2021改修設計法（精算法）を追加。
 - ・併せて、エクセル版の改定も実施。
2. 「再入力ケース」の取扱廃止
 - ・住まいの安全・安心なリフォーム支援事業が廃止されたことなどから、再入力ケースによる制限の妥当性が大幅に小さくなったことから廃止。

以上の変更事項等を受け、本書では以下のように書き表している。

- ・第1部：各事業の要件・取扱基準等 →全体を書き改め
- ・第2部～第5部 →「新旧対照表」として提示
 - ◆注1：Wee2012（Win10）版の導入に伴う診断法及び改修設計法に関する注意事項等は参考資料1に掲載している。
 - ◆注2：再入力ケース廃止や確認書変更等に伴う第4、5部の内容変更については、第1部及び参考資料等を参照。
- ・参考資料2：各種様式 →一部の様式を修正

第1部 各事業の要件・取扱基準等

第1章 木造住宅耐震化促進事業の概要

■耐震診断により現状の耐震性能を把握する事業	
<p>1. 木造住宅耐震診断支援事業 以下<耐震診断事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年5月31日以前に着工された木造住宅を耐震診断する事業 ・耐震診断員が現地調査を踏まえ、耐震診断報告書を作成 ・申込者の自己負担費用は、市町村により0円又は3,000円（共同住宅等は2倍の額） 	
■耐震補強計画を申込者に提示し、耐震改修等を促進する事業	
<p>1-2. 木造住宅耐震診断（補強計画）支援事業 以下<補強計画事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断員が、耐震診断で「上部構造評点（以下本表において「評点」という）が1.0未満」となった住宅の補強計画を作成し、申込者への説明を通じて耐震改修等の促進を図る事業 ・申込者の自己負担費用は、市町村により0円又は6,000円（共同住宅等は2倍の額） 	
■耐震改修工事やその他の工事により耐震性能を向上させる等の事業	
<p>2. 木造住宅耐震改修支援事業 以下<耐震改修事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成12年5月31日以前に着工された木造住宅について、耐震診断の評点が1.0未満の住宅を1.0以上に向上させる耐震改修工事等に対して補助する事業 ・補助額は、補助対象工事費の4/5以内（上限100万円）。これに加え、大半の市町村に感震ブレーカー設置による加算及び一部市町村に上乗せ補助がある 	補助金受領時の委任拡が可能
<p>3. 耐震シェルター設置支援事業 以下<シェルター事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・シェルター事業は、「シェルタータイプ」と「ベッドタイプ」から成る ・「シェルタータイプ」は、平成12年5月31日以前に着工された、評点が1.0未満の現在居住する木造住宅に設置する耐震シェルター設置工事に対して補助する事業で、補助額は、補助対象工事費の4/5以内（上限80万円）で、一部市町村で上乗せ補助あり ・「ベッドタイプ」は、同上の木造住宅に設置する耐震ベッド設置工事に対して補助する事業で、補助額は、補助対象工事費の4/5以内（上限40万円）で、一部市町村で上乗せ補助あり 	
<p>4. スマート化支援事業 以下<スマート化事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記2又は3と組み合わせて行う事業で、「スマート化工事」と「リフォーム工事」から成る ・「スマート化工事」は遠隔確認機能付きドアホンなど住まいのスマート化を図るための設備を最低1つは設置する必要がある、「リフォーム工事」は省エネ工事等の認定された工事での取り組みは任意 ・補助額は、補助対象工事費の2/3以内（上限30万円）で、一部市町村で上乗せ補助あり 	
■建替え・住替えを促進する事業	
<p>5. 住宅の住替え支援事業 以下<住替え事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に着工された、耐震診断の評点が0.7未満の現在居住する木造住宅の建替えや住替えのための除却工事に対して補助する事業 ・補助額は、補助対象工事費の2/5以内（上限30万円）で一部市で上乗せ補助あり 	同上

第2章 各関係者の役割・要件等

1. 耐震診断員

(1) 耐震診断員の役割

■耐震診断員は、木造住宅耐震化促進事業において以下の役割を担う。

1. 耐震診断事業において耐震診断を行うこと
 2. 補強計画事業において補強計画を作成すること
 3. 耐震改修事業、シェルター事業及びスマート化事業において、耐震改修等の設計を行うこと
-

(2) 耐震診断員の要件

■耐震診断員は、以下の2つの要件を満たした者である。

1. 徳島県に、建築士法に基づき登録している建築士事務所に所属する建築士
 2. 徳島県が実施する講習会を受け、県に登録した者
-

◇耐震診断業務は、専門性の高い設計業務と捉えられることから、耐震診断員は建築士事務所に所属する建築士に限定する。

◇耐震診断員は、本マニュアルに基づいて県が実施する講習会を受講した者で、県に登録した者である。

(3) 耐震診断員に求められる責務等

■耐震診断員は、耐震診断業務の目的をよく理解し、適切かつ誠実に業務を実施しなければならない。

■耐震診断員は、耐震診断業務の目標である耐震改修等の促進に努める。

◇耐震診断員は、新たな資格ではなく、建築士が耐震診断業務を行うときの呼称であることに注意する。

◇耐震診断員は、対象住宅について申請者から希望があった場合は、耐震改修工事以外のリフォーム工事についての一般的な助言等を行うことができる。

◇耐震診断員は、申込者への診断報告書や補強計画提案書の説明時において、県作成パンフレット等を利用して、補強計画事業、耐震改修又は建替への取り組みを勧める。

2. 施工者

(1) 施工者の役割

- 施工者は施工者等と解体事業者等であり、取り組むことができる事業種別がそれぞれ決められている。
 - 施工者等は、耐震改修事業、シェルター事業及びスマート化事業において、それらの耐震改修設計及び改修工事等を行うことができる。
 - 解体業者等は、住替え事業において、その解体工事を行うことができる。
-

(2) 施工者の要件

- 施工者等は、所定の県主催の講習会を受講し、県に登録した者である。
 - 解体業者等は、以下の2つの要件を満たした者である。
 1. 徳島県内に本店または営業所を有する事業所に属する者
 2. 建設業許可または解体工事業登録をした事業所に属する者
-

- ◇施工者等は、本マニュアルに基づいて県が実施する講習会を受講した者で、県に登録した者である。
- ◇解体業者等は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の第21条の規定を守る。
 - : 解体工事業を営もうとする者は、請け負おうとする解体工事の規模や額にかかわらず、工事をしようとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
- ◇施工者等・解体業者等については以下の建設業法の規定に注意を要する。
 - : 500万円以上の建設工事（建築一式工事にあつては1,500万円以上又は延べ面積150㎡以上の木造住宅工事）を請け負おうとする場合は、建設業許可が必要。

(3) 施工者の責務等

- 施工者等及び解体業者等は、木造住宅耐震化促進事業の趣旨をよく理解し、適切かつ誠実にその業務を実施しなければならない。
-

- ◇施工者は、事業計画書の内容を十分に理解した上で、申請者等の意向等を踏まえた施工計画・工程表に従い円滑に工事を行う。
- ◇また、施工者は、工事検査員の指摘等に対して誠実に対応し、また、工事中の検査の日程調整についても適切に行う。

3. 耐震化工事検査員

(1) 耐震化工事検査員（以下「検査員」という）の役割

■検査員は以下の検査を行う。

1. 耐震診断報告書の検査
 2. 補強計画提案書の検査
 3. 耐震改修事業、シェルター事業及び住替え事業の事業計画書の検査
 4. 耐震改修事業及びシェルター事業の工事中における中間検査及び完了検査
 5. 住替え事業の完了検査
-

◇検査員の業務に関するポイントは以下のとおり（第2部の手順参照）。

- ①全ての事業に担当の検査員1名が付く。
- ②耐震診断報告書及び補強計画提案書については、検査員は診断員から提出された原案をチェックし、修正等を繰り返し、完成品の確認までを担う。
- ③耐震改修事業等の事業計画書に対しては、検査員は診断員から提出された原案をチェックし、修正等を繰り返し、完成品の確認までを担う。
- ④耐震改修事業等の工事中には、中間検査（住替え事業では無し）と完了検査を行い、不適切部分の指摘等とその修正を確認する等の役割を担う。

(2) 検査員の要件

■検査員は、徳島県木造住宅耐震化工事検査員登録要綱に基づき、県に登録した者である。

(3) 検査員の責務等

■検査員の派遣先は、「第三者性・客観性」に配慮して事務局が決定する。

■検査員は、検査業務の目的をよく理解し、適切かつ誠実に業務を行わなければならない。

◇検査員の業務の目的は以下のとおりである。

- ・診断員、設計者及び施工者に対して的確な検査等を行うことにより、当該耐震診断および耐震改修工事等を適切なものとする
- ・市町村に対して技術的観点からの助言等を行い、支援すること

◇検査員は、対象住宅の耐震診断業務、改修設計業務及び工事を行ってはならない。

第3章 木造住宅耐震診断支援事業

1 耐震診断事業の概要

項目	主な補助要件等
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の木造住宅で、過去に耐震診断事業による診断を行っていないもの (注) [建設時期] 平成12年5月31日(基準日)以前に着工されたもの [構造] 木造(1階非木造の立面的混構造のもの木造部分を含む) [構法] 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法等 [階数] 3階まで [建て方・用途・所有関係] 借家等の場合を除き原則として無関係。ただし、併用住宅の場合は、延べ面積の1/2以上の部分が住宅の用に供するものに限る
耐震診断実施者等	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断員が実施(検査員は耐震診断員が作成した報告書原案等を検査)
診断手法・成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・診断法は以下の2つ <ul style="list-style-type: none"> ①Wee2012及びエクセル版により上部構造評点を算出する「改定2014診断法」 ②Wee2012(Win10)・表3.1ルート及びエクセル版により上部構造評点を算出する「2021診断法」 ・成果物は①又は②のWee2012計算書とエクセル版で構成された診断報告書
実施手順	<ul style="list-style-type: none"> ・実態調査を含む定められた手順で実施
申込者の費用負担	<ul style="list-style-type: none"> ・診断費用のうち、申込者が0円又は3,000円(長屋・共同住宅の場合は戸建て住宅の倍)を負担
診断員の報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・業務完了後、所定の時期に所定の報酬を受け取る (報酬の一部を現地調査完了時に受領する場合あり)

(注) 2004診断法や2009診断法により診断を行った木造住宅で、以下のものは再度耐震診断事業に取り組むことが可能。

- 1) 経過年数が大きいもので、市町村が認めたもの
- 2) 補強計画事業に取り組むもの

2 耐震診断事業の補助項目

ここでは、対象住宅及び診断手法・成果物に関する補助要件等を示す。

(1) 対象住宅

■以下の要件をすべて満たした木造住宅で、過去に耐震診断事業による診断を行っていないもの（注）

◇建設時期：平成12年5月31日（基準日）以前に着工されたもの

◇構造：木造（1階が非木造の立面的混構造のもの木造部分を含む）

◇構法：在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁工法等

◇階数：3階まで

◇建て方・用途・所有関係

：借家等の場合を除き原則として無関係。ただし、併用住宅の場合はその延べ面積の1/2以上の部分が住宅の用に供するものに限る。

（注）前ページ表の欄外（注）参照

(1) - 1 対象住宅に関する注意点等

①建設時期

1. 基準日以降の住宅部分も診断対象となることがある。
2. リフォームを加えていても診断対象とすることができる。

◇建築基準法における木造住宅の耐震診断規定の変遷（概要）は下表のとおり（基準日（◆）に規定が大幅に改正されている）。

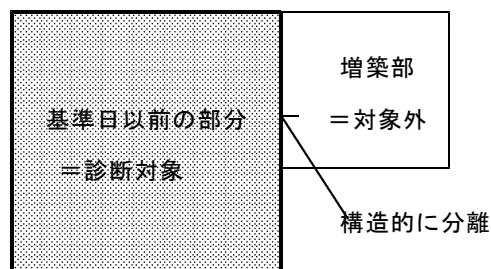
年・規定	建築基準法における主要な構造規定等	備考
「旧耐震」 ◇S56.5.31	対象建設時期 	[住宅金融公庫仕様書規定] ・布基礎は鉄筋コンクリート造を「標準」（昭和60年） ＊筋かい金物等の一部金物使用開始（平成以降）
◆H12.5.31		
「現行規定」	・耐力壁の配置(1/4分割) ・筋かい端部及び柱頭・柱脚の接合金物の設置	

◇ (1. の解説) 基準日以降に増築された住宅は次のように取り扱う。

イ) 構造的に一体化している場合は、全体が診断対象

ロ) 構造的に分離している場合は、基準日以前の部分のみが診断対象(右図)

◇ (2. の解説) 基準日以降に構造耐力上主要な部分を含むリフォームを行っているものでも全体を診断対象とする。

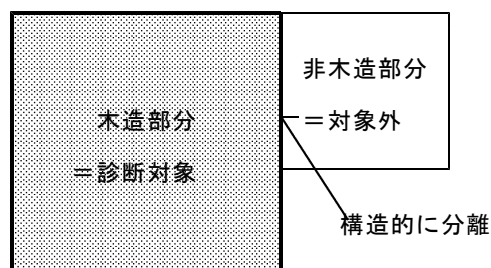


②構造・構法・階数

1. 構造的に分離している非木造部分がある住宅の木造部分は診断対象とすることができる。
2. 増築した場合も同様の判断基準で診断の可否を下す。
3. 立面的混構造の場合は、非木造部分の取扱いに注意が必要である。
4. 内部にある小規模な非木造部分は「すべて不明」壁として取り扱う。

◇ (1. の解説) 平面的な混構造のものは対象外。ただし、構造的に分離している場合、木造部分のみを診断対象とする(右図)。

◇ (2. の解説) 外観上は一体の木造建築物だが、増築等により構造的に分離している場合は、日常生活を主にしている部分を診断対象とする。



◇ (2. 関連の解説) 渡り廊下で繋がっているなど、地震時に別々に動く判断できる場合は、構造的に別建物とみなし、どちらか一方を診断対象とする。

◇ (3. の解説) 1階が非木造で上階部分が木造の立面的な混構造の場合は、上階の木造部分が診断対象となるが、その場合以下のことに配慮する。

イ) 1階の非木造部分は診断対象外であることを診断報告書に明記する。

ロ) 耐震改修時には非木造部分の安全確認が必要で、そのための設計及び改修工事に要する費用が小さくないことも申込者に説明する。

◇ 全体が木造で、柱や梁などの一部を鉄骨としている場合は、全体を木造とみなし診断対象とすることができる。

◇ (4. の解説) 木造住宅内部の浴室・トイレなど一部が非木造の場合の取扱は次のとおりとする。

- イ) 非木造部分が10㎡程度までの場合は、全体を木造とみなし、その非木造部分の壁基準耐力は、「すべて不明」の壁 ($F_w=2.0\text{kN/m}$) とする。
- ロ) 非木造部分が広い場合は平面的混構造となり、全体が診断対象外となる。
- ◇ 掘込み車庫の上に立つ木造住宅は、RC造の車庫部分を地盤とみなして上部の木造部分を診断対象とする。

③建て方・用途・所有関係

-
1. 長屋や共同住宅の場合の取扱には注意を要する。
 2. 敷地内に複数の建物がある場合、原則として母屋を診断対象とする。
-

- ◇ (1. の解説) 長屋及び共同住宅の場合の取扱は以下のとおりとする。
- イ) 各住戸が持家の場合は、原則として全戸の所有者が連名で診断を申し込む
- ロ) 各住戸が借家の場合は、所有者が居住者の同意を得て診断を申し込む
- ◇ (2. の解説) 敷地内に複数の建物がある場合の取扱は以下のとおりとする。
- イ) 母屋と離れがある場合は、原則として母屋を診断対象とする
- ロ) ただし、2世帯がそれぞれの建物に分かれて暮らしている場合は、各世帯それぞれが申し込むことができる

(2) 診断手法・成果物

-
1. 耐震診断事業における診断手法は以下の2つに限定する。いずれも建防協マニュアルの「一般診断法」に基づいた手法である。
 - ①改定2014診断法
: 診断プログラムWee2012及びエクセル版により上部構造評点を算出
 - ②2021診断法
: 診断プログラムWee2012 (Win10)・表3.1ルート及びエクセル版により上部構造評点を算出
 2. 耐震診断の成果物である耐震診断報告書は、次の2つで構成する。
 - 1) 上記①又は②の診断プログラムWee2012による計算書
 - 2) 上記の診断結果を基に本県独自の工夫等を加えたエクセル版
 3. エクセル版に加えた本県独自の工夫等は以下の2つの補正である。
 - イ) 一般診断法に精算法を加味した「診断プログラムWee2012」の上部構造評点の補正
 - ロ) 同様に、小屋裏がある場合及び短辺幅による上部構造評点の補正
-

- ◇ (1. の解説) 2012改訂本 (建防協発行) において、「一般診断法」は、建築

士及び建築関係者向けの診断法とされている。一般診断法は、保有耐力診断法等の建築士向けの診断法と比べ、精度面では劣るものの、幅広い建築業界関係者にとって利用可能であることから、耐震診断事業における診断手法は、基本的に同一のものである「改定2014診断法」及び「2021診断法」の2つに限定することとした。

- ◇ (3. のイ)の解説) エクセル版における必要耐力(地震力)を精算法により求める。この結果、本県の木造住宅で一般的な2階の床面積が1階のそれに比して小さい場合に、耐震プログラムWee2012の上部構造評点がエクセル版で補正される(1階では高くなる)。
- ◇ (3. のロ)の解説) 精算法導入に併せて、上部構造評点の適正な算出に繋がる以下のエクセル版における補正も行う。
 - イ. 小屋裏面積が一定程度(直下の床面積の1/8を超える)ある場合の、床面積の補正(必要耐力が増大)
 - ロ. 「短辺幅」による補正(短辺幅が小さいと必要耐力が増大)
- ◇ (3. の解説) この2つの補正は、以降の補強計画事業及び耐震改修事業における上部構造評点の算出においても適用される。
- ◇ 診断報告書のエクセル版は、建築士会のHPにおける「2018マニュアル・Win10対応版」の1～9ページを使用する。

第3章－2 木造住宅耐震診断（補強計画）支援事業

1 補強計画事業の概要

項目	主な内容
事業の目的	・補強計画を申込者に提案し、耐震改修等に繋げることを通じて本県の耐震改修等を促進する
組合せ可能な事業	・単独で行うことは可能 ・他事業との組合せは以下のとおり（組み合わせられない事業あり） 1)耐震診断事業と組み合わせたタイプ 2)現行のパック版に組み込むタイプ（「耐震化3in1パック」） 3)ノンパック版の耐震改修事業等と組み合わせたタイプ
対象住宅	・耐震診断を行った木造住宅のうち、「改定2014診断法」又は「2021診断法」による上部構造評点（以下「評点」という）が1.0未満（注）等の要件を満たした木造住宅で、過去に耐震改修事業等で補助を受けていないもの
補強計画作成者	・耐震診断員
作成手法・成果物	・作成手法は、以下の4つの手法のいずれかにより作成する ①改定2014改修設計法に準じた手法 ②2021改修設計法（四分割法）に準じた手法 ③2021改修設計法（精算法）に準じた手法 ④同等改修設計法に準じた手法 ・成果物は、Wee2012等の計算書及びエクセル版で構成された「木造住宅耐震補強計画提案書（聴き取りチェックシートを含む）」で、各階・各方向の評点が1.0以上となったもの
実施手順	・耐震診断結果を基に概算費用を含む補強計画を作成し、その結果を申込者に説明し、耐震改修等の実施を勧める（詳細手順は第2部参照）
申込者の費用負担	・申込者の自己負担費用は、市町村により0円又は6,000円（共同住宅等は2倍の額）
診断員報酬	・業務完了後、所定の時期に所定の報酬を受け取る ：自己負担金の必要な市町村では、申込者から報酬の一部である自己負担金を補強計画の着手時に受領する

（注）平成28年度以前の2014診断法等による耐震診断の場合は、改定2014診断法により入力して確認する等の措置が必要となる。また、平成25年度以前に耐震診断を行った住宅は再診断を行い、その評点を基に判断する。

2 補強計画事業の要件・取扱基準等

(1) 組合せ可能な事業

- 当該事業に単独で取組むことは可能である。
 - 他の事業と当該事業の組合せ可能なタイプは、以下のとおり。
 1. 耐震診断事業と組合せたタイプ
 2. 従来のパック版の各種事業に組込むタイプ（「耐震化3in1パック」という）
 3. ノンパック版の耐震改修事業等と組合せたタイプ
-

◇取組めない組み合わせは、シェルター事業又は住替え事業に取り組む予定のものである。

(2) 補強計画作成に関する基本方針

- 補強計画は、以下の基本方針で作成する。
 1. 補強計画は、以下の4つの手法のいずれかにより作成する。
 - ①改定2014改修設計法に準じた手法
 - ②2021改修設計法（四分割法）に準じた手法
 - ③2021改修設計法（精算法）に準じた手法
 - ④同等改修設計法に準じた手法
 2. 補強計画は、壁補強についてのものに限定する。
 3. 補強計画は補強後の評点が、各階・各方向とも1.0以上となる計画とする。
ただし、基礎のひび割れを含む劣化事象は改善されることを前提とする。
 4. 補強計画の概算費用は、本県における過去の補強事例を基に算出する。
 5. 申込者に対して行った「補強計画聴き取りチェックシート（注）」を参考にして補強計画を作成する。 （注）巻末資料編参照。以下同じ
-

◇（1. の解説）作成手法の概要は以下のとおり。

- ①改定2014改修設計法に準じた手法
：補強計算モードのWee2012+劣化度低減なし等を前提にしたエクセル版
- ②2021改修設計法（四分割法）に準じた手法
：補強計算モードのWee2012・表3.1ルート+同上のエクセル版
- ③2021改修設計法（精算法）に準じた手法
：補強計算モードのWee2012・精算法+同上のエクセル版
- ④同等改修設計法（ホームズ君）に準じた手法
：補強計算モードのホームズ君計算書（偏心率法）+同上のエクセル版

- ◇ (2. の解説) 評点の向上は、屋根の軽量化等でも可能であるが、補強計画事業は、概算費用の算出根拠を考慮し、「壁補強」についての提案に限定する。
- ◇ (3. の解説) 基礎仕様の判断は、エポキシ樹脂注入等の補修を前提に以下のとおり。
 - ・ ひび割れのある無筋コンクリート造布基礎（基礎仕様Ⅲ）→基礎Ⅱで計画
 - ・ ひび割れのある鉄筋コンクリート造布基礎（基礎仕様Ⅱ）→基礎Ⅰで計画

(3) 対象住宅

■ 当該事業に取り組むことができる住宅は以下のことを事前に確認したものとす。ただし、立面的な混構造の住宅は当該事業の対象としない。

<ケース 1> 平成 29 年度以降に耐震診断事業を行う住宅

：耐震診断の評点が 1.0 未満であり、かつ、評点が 0.7 以上のときは、劣化度による低減の値を 1.0 としたときの評点が 1.0 未満であること

<ケース 2> 平成 25 年度以前に耐震診断事業を行った住宅

：再度耐震診断事業を行い、それによる耐震診断の評点が 1.0 未満であり、かつ、評点が 0.7 以上のときは、劣化度による低減の値を 1.0 としたときの評点が 1.0 未満であること

<ケース 3> 平成 26 ～ 28 年度までの間に耐震診断事業を行った住宅

：「木造住宅耐震補強計画提案書」の「補強計画計算書」の所要の箇所に耐震診断の結果を入力し、その評点が 1.0 未満であること

◇ (各ケース共通)

- ・ 補強計画は、「壁補強」についての提案に限定していることから、劣化度低減のために評点が 1.0 未満になっている住宅（劣化度低減をなくすと評点を 1.0 以上にできるもの）は、当該事業の対象としない。
- ・ 上記の判断は、「事前チェック」として行う必要があることから、ケース別に以下のように対応する。

ケース	ケースごとの対応法・手順
1	①新規に行った耐震診断の評点が1.0未満であることを確認する。 ②評点が0.7以上である場合は、劣化度低減の値を1.0にしても評点が1.0未満であることを確認し、当該事業に着手する。
2	①再度耐震診断事業を行う。 ②その結果に基づき、以降は<ケース 1>と同じ過程を経る。
3	・既存の耐震診断報告書を基にして、簡便に事前チェックを行う。 ①2014診断法におけるWee2012の結果（既存の耐震診断報告書に記載）を「木造住宅補強計画提案書」（2）ページの「補強計画計算書」の表①、表②、表③、表④及び表⑦の所定の欄に入力する。 ②次に、表④の右下の「木造最下階の最小値」、すなわち、評点が1.0未満であることを確認して当該事業に着手する。

(注) 当該事業に着手できないときは「補強計画対象外住宅報告書」を事務局に提出。

(4) 補強計画の成果物

■補強計画の成果物は、以下の構成の「木造住宅耐震補強計画提案書」とする。

1. 表紙（1ページ目・エクセル版）
 2. 耐震補強計画のまとめ（2ページ目・エクセル版）
：補強計画及び概算費用を示した表を、注意事項等と共にまとめたページ
 3. 補強計画計算書（3ページ目・エクセル版）
 4. 補強計画平面図
：各階の補強部分とその仕様を明示した平面図
 5. Wee2012等の計算書
 6. 補強計画聴き取りチェックシート
-

◇（5.の解説）計算書として添付するのは、以下の4つのいずれかとする。

- ①改定2014改修設計法における補強計算モードのWee2012計算書
 - ②2021改修設計法（四分割法）における補強計算モードのWee2012・表3.1ルート計算書
 - ③2021改修設計法（精算法）における補強計算モードのWee2012・精算法計算書
 - ④同等改修設計法（ホームズ君）における補強計算モードの計算書
- ◇当該提案書のエクセル版（1～3ページ）は、建築士会のHPにおける「2018マニュアル・Win10対応版」の12～14ページを使用する。

第4章 木造住宅耐震改修支援事業

1 補助事業概要

項目	耐震改修事業としての要件
<input type="checkbox"/> 改修設計者	・耐震診断員または施工者等であること
<input type="checkbox"/> 改修工事施工者	・施工者等であること
<input type="checkbox"/> 診断法・評点 (改修前)	・耐震診断の評点(注)が1.0未満であるもの ・耐震診断の診断法は、2004診断法、2009診断法、2014診断法、改定2014診断法、2021診断法のいずれかによること
<input type="checkbox"/> 改修設計法・評点 (改修後)	・改修設計の結果、評点が1.0以上に向上していること ・改修設計法は、下記の4つのいずれかによること ①改定2014改修設計法 ②2021改修設計法(四分割法) ③2021改修設計法(精算法) ④同等改修設計法
<input type="checkbox"/> その他(改修後)	・過去に耐震改修事業等の補助金の交付を受けていないこと ・感震ブレーカーを設置していること(要件としていない市町あり) ・普及啓発活動への協力やエシカル消費への取り組みを行うこと ・高さ1.5m以上の、すべての可動家具を固定すること
<input type="checkbox"/> 補助対象となる 耐震改修工事	・以下の工事等を認める 1)評点を1.0以上にするための耐震改修工事 2)評点を向上させないが耐震性能を高める工事等

(注) 以降第1部において、補助要件に関する「評点」は、木造部分の最下階における2方向の評点のうち小さい値をいう。

2 補助対象項目

(1) 改修設計者

■耐震改修等の設計は、次のいずれかの者が行わなければならない

- ①徳島県木造住宅耐震診断員 ②徳島県木造住宅耐震改修施工者等
-

(2) 改修工事施工者

■耐震改修工事は、施工者等が行わなければならない。

(3) 診断法・評点（改修前）

■耐震診断の評点が1.0未満であること

■耐震診断の評点は、以下のいずれかの診断法によって求められたものとする。

なお、①については「総合評点」が評点で、②～⑤については「上部構造評点」が評点となる。

①2004診断法

②2009診断法

③2014診断法

④改定2014診断法

⑤2021診断法

◇改定2014診断法又は2021診断法で再度診断し、評点が1.0未満となったものは要件を満たすとみなす。

(4) 改修設計法・評点（改修後）

■改修設計の結果、評点が1.0以上に向上していること

■改修設計法は、以下のいずれかによること

①改定2014改修設計法

②2021改修設計法（四分割法）

③2021改修設計法（精算法）

④同等改修設計法

◇「同等改修設計法」とは以下のものをいう。ただし、この場合は促進委員会の承認を要する。

1) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」の2012改訂版に示す各種精密診断法（保有耐力診断法、限界耐力計算による方法等）

2) (一財)建防協が認定した耐震診断プログラム（「ホームズ君」等）

（注）Version4.1以降の「ホームズ君」については、促進委員会の承認済みで、特別な手続きは不要。

3) 建築基準法の現行規定を満たすと考えられる手法等によるもの

◇①～④の改修設計法については、次ページの診断法、補強計画作成の方法及び改修設計法の一覧表参照。

□ 診断法・補強計画作成手法・改修設計法一覧表

	診断法・改修設計法の名称	Wee2012 等とエクセル版の組合せ		診断法・改修設計法概要
		イ)使用する Wee2012 等の種類	ロ)使用するエクセル版	
耐震診断	改定 2014 診断法	現況診断モードの Wee2012 計算書	「2018 マニュアル・Win10 対応版」耐震診断部分 (P.1 ~ P.9)	イ)の評点をロ)で補正 (*1) し、評点を算出
	2021 診断法	現況診断モードの Wee2012 (Win10) 表 3.1 ルート計算書		同上 (実質的に同じ)
補強計画	改定 2014 改修設計法に準じた方法	補強計算モードの Wee2012 計算書	「2018 マニュアル・Win10 対応版」補強計画部分 (P.12 ~ P.14)	イ)の評点を劣化度 1.0 等を前提にロ)で補正 (*1) し、評点を算出
	2021 改修設計法 (四分画法) に準じた方法	補強計算モードの Wee2012 (Win10) 表 3.1 ルート計算書		同上 (実質的に同じ)
	2021 改修設計法 (精算法) に準じた方法	補強計算モードの Wee2012 (Win10) 精算法ルート計算書		イ)の精算法・偏心率法での評点を劣化度 1.0 等を前提にロ)で評点を算出
	同等改修設計法 (ホームズ君) に準じた方法	補強計算モードの ホームズ君計算書		概ね同上
耐震修設計	改定 2014 改修設計法	補強計算モードの Wee2012 計算書	「2018 マニュアル・Win10 対応版」改修設計部分 (P.10 ~ P.11)	イ)の評点をロ)で劣化度特例 (*2) と精算法等で補正 (*1) し、評点を算出
	2021 改修設計法 (四分画法)	補強計算モードの Wee2012 (Win10) 表 3.1 ルート計算書		同上 (実質的に同じ)
	2021 改修設計法 (精算法)	補強計算モードの Wee2012 (Win10) 精算法ルート計算書		イ)の偏心率法での評点を、ロ)で劣化度特例 (*2) 等を使用し、評点を算出
	同等改修設計法 (ホームズ君)	補強計算モードの ホームズ君計算書		概ね同上

- (* 1) 必要耐力 (地震力) の値に影響し、評点が変わることがある以下の2つの補正
 ①実際の床面積に基づく精算法による補正 ②小屋裏面積・短辺幅を考慮する補正
 (* 2) 劣化度低減係数dKが1.0未満の時、劣化改善工事実施によりdK=1.0とできる独自取扱

(5) その他の要件 (改修後)

■以下の要件をすべて満たすものとする。

1. 過去に耐震改修事業等の補助金の交付を受けていない住宅
2. 補助対象となる住宅内に存在する、高さ1.5m以上のすべての可動家具を耐震金具等で固定すること
3. 感震ブレーカー（分電盤タイプ）を設置すること（一部市町を除く）
4. 普及啓発活動への協力やエシカル消費への取組を行うこと

◇(2.の解説)「すべての」可動家具とは、1階に存在するものだけでなく、対象住宅の内部に存在するものすべてをいう。

◇固定すべき家具（高さ1.5m以上）の主なものは以下のとおり。ただし、ピアノや冷蔵庫は固定すべき家具とはみなさない。

イ)タンス（和、洋）
ニ)下駄箱

ロ)本棚
ハ)食器棚
ホ)仏壇（倒壊の恐れのあるもの）

◇固定金具の例については、県のホームページ等を参照し、適切なものを選び、適切な施工を行う必要がある。

◇(3.の解説)感震ブレーカーは、原則として認証マーク（一般社団法人日本配線システム工業会の「感震機能付住宅用分電盤認定制度」による）のついた分電盤タイプのものでなければならぬ。

◇(3.の解説)事業計画書に感震ブレーカーを特定する資料（カタログ等）を添付する。

◇(4.の解説)「普及啓発活動への協力」とは、改修工事現場におけるのぼり（幟）の設置や見学会などの実施に対する協力をいう。

◇(4.の解説)「エシカル消費への取組」とは、県産材利用や低コスト工法による廃棄物の削減などをいう。

3 その他の注意点

(1) 改修設計時に判明した事項の取扱

1. 劣化事象や壁の評価等について、改修設計時に判明した事項は、設計内容に反映するものとする。

- ◇ (1. の解説) このような変更が生じたときは、以下のように対応する。
- イ) 事業計画書における「改修前の評点」は変更しないものとする。
 - ロ) 変更等の内容について現況平面図（事業計画書の添付書類）に明示する。

(2) 増築を伴う耐震改修についての対応

1. 木造部分の増築を伴う耐震改修は認める。ただし、建築基準法における各種規定を満たしたものに限る。
 2. 増築工事に関わる費用は補助対象外とする。
-

- ◇ (1. の解説) 増築がある場合の取扱は以下のとおりとする。
- ・ 促進委員会の承認が必要となる。
 - ・ 確認が必要な区域における10㎡を超える増築を行う場合は、「確認済証」を提出する。

(3) 特殊な工法による改修設計

1. 改修工法は、一般工法と特殊工法に分類し、特殊工法の一部を採用する場合は、促進委員会の承認が必要となる。
 2. 「低コスト工法」は包括認定し、促進委員会の承認は不要とする。
-

- ◇ (1. の解説) 一般工法とは、筋かいや耐震ボードによる壁補強や基礎の抱合せ補強等の工法をいう。
- ◇ (1. の解説) 特殊工法とは、国や(一財)建防協等の認定等を受けた工法をいうが、そのうち、壁補強の際に壁基準耐力（または壁倍率）に置換できない工法等の場合は、促進委員会の承認が必要となる。
- ◇ (2. の解説) 「低コスト工法」とは、愛知県建築技術災害軽減システム研究協議会が認めた一連の評価技術をいう。その内容は「木造住宅低コスト耐震補強の手引き」に示されており、ダウンロードも可能である。

(4) 改定2014改修設計法等・独自の取扱い-1 (壁の取扱)

1. 診断時に「不明壁」としていた壁について、Wee2012による補強計算を行う場合には以下のとおり取り扱う。

- ・改修設計時は、調査を十分に行い、その耐力を適切に評価する。
- ・ただし、調査した結果、基準法における壁倍率で1.0相当と判断できる場合、又は、調査が非常に困難な場合は、壁基準耐力 $F_w=2.0\text{KN/m}$ を採用してもやむを得ないものとする。

◇診断時の「不明壁」を、Wee2012の補強計算時、「不明壁」のまま入力すると耐力が評価されない ($F_w=0.0\text{kN/m}$ として評価)。また、現地調査等により壁の仕様を特定することは容易ではない。以上から、不明壁相当の壁基準耐力の入力を認めることとした。

◇具体的には、Wee2012の「壁の入力」において、60番の「その他（別添仕様）」を選び、 $F_w=2.0\text{kN/m}$ の値を入力する。

◇接合部 I の「平成12年建設省告示1460号に適合する仕様」とするため、柱頭・柱脚の接合金物をN値法で求めるときも、以上の考え方は採用できるものとする。

(5) 改定2014改修設計法・独自の取扱い-2 (劣化度低減係数 (dK) の取扱)

1. 改修設計における劣化度低減係数 (dK) は、以下のとおり取り扱う。

- ・改修時には、外に現れている「劣化事象」だけでなく、構造耐力に直接影響を与える部位の劣化を改善するよう努める
- ・ Wee2012の補強計算のdKの値が1.0未満であるもの
 - 1) 劣化事象の解消に加え、構造耐力に直接影響を与える部位の劣化を改善する工事（以下「劣化改善工事」という）を行った場合は、「改修設計書」におけるdKの値を1.0とすることができる
 - 2) 劣化改善工事を行わない場合は、Wee2012の補強計算のdKの値を改修計画書に記入する。ただし、0.9を上限とする
- ・ Wee2012の補強計算のdKの値が1.0であるもの
 - 1) 劣化改善工事を行う場合は、改修設計書におけるdKの値を1.0とする
 - 2) 劣化改善工事を行わない場合は、改修設計書におけるdKの値を1.0とすることができない（すなわち、改修計画書のdKの値を0.9とする）

◇Wee2012における補強計算においては、診断時に劣化事象が存在するとき、その劣化事象を解消してもdKの値が改善しないときがある（次表）。

診断時のdK (補強設計実施前)		補強設計時のWee2012におけるdK
A	1.0	1.0
B	0.9以上1.0未満	改善しても診断時dKの値 (例) 診断時dK0.92を0.97に改善しても0.92
	0.9未満	改善しても0.9が上限 (例) 0.70を改善して1.0にしても0.9

◇「劣化改善工事」とは具体的には次の2つを共に行う工事をいう。

- A. 床下及び天井裏・小屋裏を調査し、発見された構造的劣化（基礎の割れ、各部材に生じている腐朽など）の補修等
- B. 改修工事の際に発見された構造的劣化部（壁内の柱など）の補修等

4 補助対象の耐震改修工事と費用（補助対象経費の「耐震化工事」）

■補助対象となる耐震化工事として以下のものを認める。

- ①評点を向上させる工事
- ②評点は向上させないが、耐震性能を向上させる工事
- ③以上に伴う除却・復旧工事
- ④評点以外の要件を満たすための工事

■補助対象工事費は、上記①～④に要する費用に経費及び消費税を加えた費用とする。

◇補助対象経費における「耐震化工事」の対象となるものを下表に例示する。

項目		事例等
工事費用	①評点を向上させる工事	・壁補強工事や劣化部の補修・改善工事等
	②評点は向上させないが耐震性能を向上させる工事	・補強室上部（2階床）の火打ち設置工事 ・基礎の軽微なひび割れ補修等の耐久性向上工事 ・危険なCB塀の撤去工事
	③①及び②に伴う除却・復旧工事	・内外装の除却・復旧工事 ・設備機器類の一時撤去と再設置工事
	④評点以外の要件を満たすための工事	・家具固定工事、感震ブレーカ設置工事(*)
その他費用	⑤申請書類等作成費用	
	⑥経費	・①～⑤に伴う経費（組織内設計費含む）
	⑦消費税	・①～⑥に伴う消費税

(*)感震ブレーカ設置は一部市町では要件とされていない

第5章 耐震シェルター設置支援事業

耐震シェルターを設置する「シェルタータイプ」と耐震ベッドを設置する「ベッドタイプ」の2つから成る。なお、2タイプは補助額は異なるが、補助要件等は共通するのでタイプ別に分けずに示す。

(1) 補助対象の要件

■以下の要件をすべて満たすものとする。

1. 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅で持家であるもの
 2. 現在居住していること（改修後居住する予定のものを含む）
 3. 耐震診断事業を実施しており、その評点が1.0未満であるもの
 4. 県に認定された耐震シェルター又は耐震ベッドを、住宅の最下階に設置する工事を行うもの。なお、別に定める基準を満たすこと
 5. 高さ1.5m以上の、すべての可動家具を固定するもの
 6. 過去に耐震改修事業等による補助金の交付を受けていないもの
 7. 普及啓発活動への協力など市町村が別に定める要件を満たすもの
-

◇（4.の解説）耐震シェルターに関する基準である「耐震シェルター・管理チェックシート」を計画検査、中間検査及び完了検査において担当の検査員に提出し、確認を得る必要がある。

(2) 補助対象住宅の診断法

1. 耐震診断の結果（改修前の評点）が1.0未満であることは、下記のいずれかの診断法により確認する。
 - ①2004診断法
 - ②2009診断法
 - ③2014診断法
 - ④改定2014診断法
 - ⑤2021診断法
-

(3) 補助対象工事等

- 補助対象工事は、耐震シェルター（シェルタータイプ）又は耐震ベッド（ベッドタイプ）の設置に係る工事（関連工事含む）とする。
 - 補助対象工事費は、上記工事に要する費用にそれに係る経費・消費税等を加えた費用とする。
-

第6章 スマート化支援事業

スマート化事業は、以下の2つの工事から成る。なお、②の「リフォーム工事」に取り組むためには、①の「スマート化工事」を実施することが前提となる。

- ①少なくとも1つは取り組むべき「スマート化工事」
- ②補助対象となるが、取り組むか否か、又、取り組む工事種別が任意である「リフォーム工事」

(1) 補助対象の要件

■以下の2つの要件を満たすものとする。

1. 耐震改修事業又はシェルター事業と組み合わせて実施すること。すなわち、スマート化事業は単独では利用できないこと
 2. 少なくとも1つの「スマート化工事」に取り組んでいること
-

(2) 「スマート化工事」に関する注意点

■以下の要件をすべて満たすものとする。

1. スマート化工事は、住まいのスマート化を図るものとして情報通信技術（ICT）や人工知能（AI）を活用した設備を設置する工事種別に限ること
 2. 取組む工事種別のスマート化工事に関する資料を事業計画書に添付すること
-

◇（1.の解説）スマート化工事として知事が認める工事種別の例は以下のとおり。

- ①高齢者等の見守り機能付き節水トイレの設置工事
- ②高齢者等の見守りセンサーの設置工事
- ③スマートロックの設置工事（玄関ドアの更新工事を含む）
- ④遠隔確認機能付き宅配ボックス設置工事
- ⑤地震計の設置工事
- ⑥その他情報通信技術（ICT）や人工知能（AI）を活用した設備を設置する工事として知事が認める工事

◇（2.の解説）スマート化工事に関する資料とは、製品カタログ等のコピーをいう。

(3) 「リフォーム工事」に関する注意点

■ 「リフォーム工事」として以下の工事を認める。

- ①省エネルギー化に資すると知事が認める工事
- ②バリアフリー化に資すると知事が認める工事
- ③その他特に知事が認める工事

◇補助対象となるリフォーム工事の事例等を以下に示す。

□省エネルギー化工事による事例

内装工事	・床、壁及び天井の断熱材新設・取替え
トイレ・浴室工事	・洋式便器の取替え ・浴槽の設置・取替え
建具・開口部工事	・強化ガラス・複層ガラスへ入替え ・内窓の設置

□バリアフリー化工事による事例

(注) 介護保険法等の住宅改修に関する補助金との併用は不可。

内装工事	・段差の解消工事・改修工事 ・玄関式台の改修 ・室内・階段の手すり取付
トイレ・浴室工事	・和式トイレから洋式トイレへの改修 ・水洗トイレへの改修・変更 ・手すりの設置

□その他の工事による事例

屋根工事	・屋根材の葺替え・塗替え ・屋根の下地材の補修・取替え ・バルコニー床に防水新設・既設改修 ・横樋・縦樋の取替え・修繕
内装工事	・床仕上げ材の取替え・補修 ・畳の取替え・表替え ・壁・天井の貼替え ・室の和洋間の模様替え ・間取りの改修
外装工事	・塗替え・塗装の新設 ・外壁の張替え・塗替え・補修 ・外壁下地補修・取替え
基礎・土台工事	・基礎・土台の補強・修繕・取替え ・土台等の補修・取替えを含むシロアリ駆除
建具・開口部工事	・雨戸・サッシ・建具の取替え ・障子・ふすまの貼替え
台所工事	・システムキッチンの設置・取替え ・流し台・換気扇の新設・取替え
浴室・洗面室工事	・床・壁・天井の仕上げ材の取替え・補修 ・換気扇の取替え ・洗面化粧台の設置・取替え
その他住宅設備工事等	・コンクリートブロック塀の撤去等 ・補助対象工事に伴う給排水設備工事 ・下水道接続工事

□補助対象外になる事例

- ・面格子の取替え・新設
- ・家具、家電、カーテンなどの購入経費
- ・ケーブルテレビ等スマート化に資さない配線工事
- ・サンルームの設置
- ・シロアリ駆除のみ
- ・新築、増築、改築工事
- ・塀、門扉、造園等の外構工事
- ・浄化槽設置工事

(4) 補助対象工事・補助対象工事費に関する注意点

- 補助対象工事は、「スマート化工事」及び「リフォーム工事」から成る。
 - 補助対象工事費は、「スマート化工事」及び「リフォーム工事」に要する費用にそれぞれの経費と消費税等を加えた費用とする。
-

第7章 住宅の住替え支援事業

(1) 補助対象住宅の要件

- 以下の要件をすべて満たすものとする。
 1. 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
 2. 現在居住していること
 3. 耐震診断事業を実施しており、その評点が0.7未満であるもの
 4. 過去に耐震改修事業等の補助金の交付を受けていないもの
-

(2) 補助対象住宅に関する注意点等

1. 耐震診断の結果（改修前の評点）が0.7未満であることは、下記のいずれかの診断法により確認する。
 - ①2004診断法
 - ②2009診断法
 - ③2014診断法
 - ④改定2014診断法
 - ⑤2021診断法
 2. 対象住宅は、現に居住しているだけでなく、現地での建替えまたは県内で住替えを行うものとする。
-

(3) 補助対象工事・補助対象工事費に関する注意点

1. 補助対象工事は、補助対象住宅のすべてを除却する工事とする。
 2. 補助対象工事費は、上記除却工事に要する費用にそれに関する経費・消費税等を加えた費用とする。
-

- ◇ (1. の解説) 耐震診断を行った住宅部分の内、昭和56年5月31日以前に着工された部分の除却工事が補助対象となる。ただし、耐震診断を行った住宅部分はその全体を除却しなければならない。
- ◇ (1. の解説) バルコニーや簡便な構造の下屋など補助対象となる住宅本体に付属する部分の除却工事は補助対象とすることができる。
- ◇ (1. の解説) 門、塀、車庫、倉庫等の建物及び外構等は対象としない。ただし、危険な状態であるC B塀の撤去等は補助対象とすることができる。

(4) その他の注意点等

1. 補助対象工事を行える者は、解体業者等とする。
 2. 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律に従い、届出等を適切に行う。
 3. 建築基準法に従い、除却届を提出する。
-

- ◇ (1. の解説) 「解体業者等」は、以下の2つを満たした者である。
 1. 徳島県内に本店または営業所を有する事業所に属する者
 2. 建設業許可または解体工事業登録をした事業所に属する者（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による）
- ◇ (2. の解説) 解体業者等は、建設リサイクル法の届出が必要な場合（除却面積が80㎡以上）は、特定行政庁の建築担当窓口に届出書を提出する。
- ◇ (2. の解説) 解体業者等は、適切に分別解体を行い、その完了書類（マニフェストE票（又はD票））を取得する。
- ◇ (3. の解説) 解体業者等は、建築基準法の規定に従い、除却届を特定行政庁の建築担当窓口に提出する。
- ◇ 住替え事業の完了検査時には、以下の書類等を担当検査員に提示し、内容を確認してもらう。また、完了確認書及び工事写真集（3部）は提出する。
 - ①分別解体のマニフェスト（E票（又はD票））
 - ②建設リサイクル法に関する届出書
 - ③建築基準法の除却届

第2部～第5部 新旧対照表

[新] 2018マニュアル追補版	[旧] 2018マニュアル
2部	
①P34 21行目～22行目	
耐震化工事には、耐震改修と耐震シェルター設置がある。	「耐震化工事」には、木造住宅耐震改修、住まいの安全・安心なリフォーム及び耐震シェルター設置がある。
②P48 2行目	
削除	住まいの安全・安心なリフォーム支援事業
③P51 7行目	
削除	㊦) 安全安心事業 ㊦) 安全安心事業
④P53 9行目	
・同等設計法による改修計画、特殊	・同等設計法による改修計画、安全安心事業の「一部屋補強タイプ」、特殊
3部	
①P116 30行目～P117 1行目	
削除	iii. 1階だけを簡易補強する場合 ②やむを得ず1階の評点が1.0未満となった場合は2種類の提案となる。 i. 1階だけを簡易補強する場合 ii. すべての階を簡易補強する場合
②P117 32行目～P118 1行目	
削除	⑥聞き取り調査で、最低限の補強要望がある場合でも、原則として補強後の評点は1.0以上とする。 ・補強計画のまとめページで、簡易改修の概算費用が提示されている。
③P121 5行目	
削除	□1階だけを簡易補強する場合 概算費用100万円程度
④P137 21行目～24行目	
□できるだけ地震に強くしてほしい（評点1.5以上など） <input checked="" type="checkbox"/> 最低限の補強をしてほしい（評点1.0以上） □特にない・診断員に一任する	□できるだけ地震に強くしてほしい（「本格改修」相当レベル） <input checked="" type="checkbox"/> 最低限の補強をしてほしい（「簡易改修」相当レベル） □特にない・診断員に一任する □その他（評点を1.5以上とする等）

[新] 2018マニュアル追補版	[旧] 2018マニュアル
⑤P137 29行目～31行目	
効率的な改修方法を採用することにより、工事費を抑える計画となるように努めるものとする。	簡易改修の要望であるが、申込者の選択肢増やす為に本格改修としての補強案とし、簡易改修については、概算費用の提示を行う事とした。
4部	
①P138 8行目～9行目	
削除	②耐震改修方法には、耐震改修コースと安全安心標準タイプコースがあり、そのいずれかを選択する。
②P148 12行目	
削除	⑧安全安心事業の場合は、補助対象となるリフォーム工事費をまとめて計上する。
③P148 22行目～23行目	
削除	④安心安全事業の場合は、補助対象経費欄に耐震改修工事費と補助対象工事となるリフォーム工事費をまとめて計上する。
5部	
①P185 8行目	
削除	・安全安心事業
②P186 1行目	
(1) -1 計画確認書 耐震改修及びシェルター用	(1) -1 計画確認書 耐震改修、安全安心及びシェルター用
③P186 7行目	
①：耐震改修事業及びシェルター事業の共通様式であることを示す。	①：耐震改修事業、安全安心事業及びシェルター事業の共通様式であることを示す。
④P186 34行目～35行目	
削除	：補助対象工事は、耐震改修事業と安全安心リフォーム事業とで異なる点に注意する(第1部第4章、同第5章参照)。
⑤P187 7行目	
②：スマート化事業でリフォーム工事を補助対象とする場合は、現状写真を添付する。	②：安全安心事業では省エネ工事等も補助対象となるので、それらの現状写真も添付する。

[新] 2018マニュアル追補版	[旧] 2018マニュアル
⑥P187 19行目～20行目	
削除	◇安心安全事業の「シェルタータイプ」については、表の(2)～(6)は「該当なし」と記入することになる。
⑦P188 14行目	
8. 感震ブレーカー及びスマート化工事の資料が添付されているか。	8. 一部屋補強の場合、必要な基準を満たしているか。③
⑧P188 21行目～23行目	
②：シェルター事業における耐震シェルター設置に関する規定については第1部第4章同第5章を参照すること。	②：安全安心事業のシェルタータイプ及びシェルター事業における耐震シェルター設置に関する規定については第1部第4章同第5章を参照すること。 ③：一部屋補強の規定については第1部第4章を参照すること。
⑨P190 12行目	
2-2 中間確認書 耐震改修及びシェルター用	2-2 中間確認書 耐震改修、安全安心及びシェルター用
⑩P194 4行目	
削除	6. 一部屋補強の場合、必要な基準を満たしているか④
⑪P194 19行目	
削除	④：一部屋補強については、第1部第4章の各規定に従う必要がある。
⑫P194 21行目～22行目	
2-3-1 完了確認書 耐震改修及びシェルター用 1. から5. までは中間検査時と同じなので注意点等は略す。	2-3-1 完了確認書 耐震改修、安全安心及びシェルター用 1. から6. までは中間検査時と同じなので注意点等は略す。
⑬P194 25行目	
6. 感震ブレーカー（分電盤タイプ）が設置されているか① 7. スマート化工事が適切に行われているか②	7. 感震ブレーカー（分電盤タイプ）が設置されているか①

[新] 2018マニュアル追補版	[旧] 2018マニュアル
⑭P195 4行目	
<p>②：計画段階で提示されていたスマート化工事に関するカタログ等により、スマート化工事が適切に行われていることを確認する。</p> <p>③：第5部第2章を参照し、適切な工事写真集を作成する。</p>	<p>②：第5部第2章を参照し、適切な工事写真集を作成する。</p>
⑮P197 4行目	
(1) 耐震改修事業	(1) 耐震改修事業及び安全安心事業・2事業共通部分
⑯P197 25行目	
：普及啓発活動として工事中にのぼり旗を設置し、撮影する。	：普及啓発活動として工事中にのぼり旗を設置し、撮影する（耐震改修事業の場合）。
⑰P198 1行目	
(2) シェルター設置事業及びスマート化事業	(2) 安全安心事業・シェルタータイプ及びシェルター事業（注）
⑱P198 5行目～7行目	
<input type="checkbox"/> シェルター事業	<input type="checkbox"/> 補助対象となるシェルター設置等工事
⑲P198 8行目～10行目	
<input type="checkbox"/> スマート化事業	<input type="checkbox"/> 補助対象リフォーム工事（注）
⑳P198 11行目	
削除	（注）シェルター事業は、下表の「補助対象リフォーム工事」を除く（補助対象外）

■参考資料編 1 wee2012(win10) 使用上の注意点

形状割増値が正しくない場合でも、計算が実行されるので、選択間違いが生じる可能性がある。

●wee2012(w i n10) 表3.1ルート（四分割法）

形状割増係数を選択する必要がある、短辺幅 4 m未満で1.13、4 m以上で1.0を選択する。

（4 m未満）、（4 m以上）のコメントが表記されていないので、適正に選択する必要がある。

短辺幅による割増値は、エクセルによる平均短辺幅ではなく、Weeプログラムでの評価短辺幅による値とする。

これはWee2012（Ver. 1.2.0）の評価値と整合させる為の措置である。

Wee評価短辺幅による割増値と相違する場合は、最終ページに「短辺と形状割増係数が相違している可能性があります。」と計算メッセージが表示されます。

計算メッセージが生じないように割増値を選択してください。

●wee2012(w i n10)（精算法）

最上階以外には、各階における最大の形状割増係数を選択する必要がある、短辺幅 4 m未満で1.3、4 m以上6 m未満で1.15、6 m以上で1.0を選択する。

コメントが表記されていないので、適正に選択する必要がある。

エクセル改修設計計算書には、平均短辺幅による値 β を表記しているので転記する。

エクセル補強計画計算書には、平均短辺幅による値 β を表記しているので転記する。

Wee評価短辺幅による割増値と相違する場合は、最終ページに「短辺と形状割増係数が相違している可能性があります。」と計算メッセージが表示されます。

計算メッセージが生じても支障がありません。

エクセル表記の割増値 β をWee2012(win10) への入力割増値 β としてください。

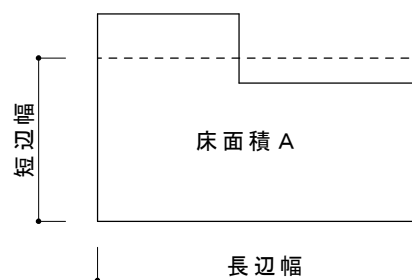
(参考図) 形状割増係数

短辺幅

Weeにおける判断



エクセルにおける判断



短辺幅 = 床面積 A / 長辺幅

Wee2012 (Ver. 1.2.0)

Wee2012(win10)表3.1ルート(四分法)

短辺幅は、Weeにおける判断とする

	当該階の短辺幅	割増係数
2階建ての1階	4 m未満	1.13
および3階建ての1階, 2階	4 m以上	1.00

耐震診断、補強計画、改修設計に利用出来る

Wee2012(win10)(精算法)

短辺幅は、エクセルにおける判断とする

いずれかの階の短辺長さが6 m未満の場合は、その階を除く、下の階の必要耐力に割り増し係数を乗じた値とする。ただし複数の階の短辺長さが6.0 m未満の場合は、割増係数の大きい方を用いる。

	いずれかの階の最小短辺幅	割増係数
2階建ての1階	4 m未満	1.30
および3階建ての1階, 2階	4 m以上 6 m未満	1.15
	6 m以上	1.00

補強計画、改修設計に利用出来る

補強計画計算書および改修設計計算書において割増係数 β を表示している。

■総合判定計算書

ver 2021/7/1

防災協会プログラムバージョン

2.0.0

03-徳島-001

Wee2012(Win10)では表3.1ルート(四分割法)とし、短辺幅と形状割増係数が相違しないこと。

①建物の種類	
<input type="radio"/> 1	1軽い建物
<input checked="" type="radio"/> 2	2重い建物
<input type="radio"/> 3	3非常に重い建物
③建物の構造	
<input checked="" type="radio"/> 1	在来軸組工法
<input type="radio"/> 2	伝統的構法
<input type="radio"/> 3	枠組壁工法
④架構の形態	
<input checked="" type="radio"/> 1	全階木造
<input type="radio"/> 2	1階は、RC造or鉄骨造
⑤地域係数	
<input checked="" type="radio"/> 1.0	Z=1.0
<input type="radio"/> 0.9	Z=0.9

②壁仕様の特定および計算方法	
<input checked="" type="radio"/> 1	壁仕様が不明であり2.0kN/mとして診断
<input type="radio"/> 2	確認出来た土壁、筋かい等を考慮して診断
<input type="radio"/> 3	図面があり、壁仕様を特定して診断
<input checked="" type="radio"/> A	壁を主な耐震要素とした。方法1
<input type="radio"/> B	太い柱、たれ壁による伝統工法。方法2

	短辺幅 (m)	小屋裏面 積A'(㎡)	小屋天井 高h(m)	小屋算入 面積(㎡)	計算床面 積(㎡)
3階					
2階	2.93				17.11
1階	4.98				43.73

小屋裏面積が1/8以下は無視します。A' × h / 2.1

⑥基礎の種類	
<input type="radio"/> 1	I 健全な鉄筋コンクリートの布基礎またはべた基礎
<input type="radio"/> 2	II ひび割れのある鉄筋コンクリートの布基礎またはべた基礎
<input type="radio"/> 3	II 健全な無筋コンクリートの布基礎またはべた基礎
<input type="radio"/> 4	II 柱脚に足固めを設け、鉄筋コンクリート底盤に柱脚または足固めを緊結した玉石基礎
<input checked="" type="radio"/> 5	II 軽微なひび割れのある無筋コンクリートの基礎
<input type="radio"/> 6	III ひび割れのある無筋コンクリートの布基礎
<input type="radio"/> 7	III 柱脚に足固めを設けた玉石、石積み、ブロック基礎
<input type="radio"/> 8	III その他(玉石・石積み・ブロック)
<input type="radio"/> 9	I 1階はRC造または鉄骨造であり、基礎I相当とする
⑦地盤状況の特定	
聞き取り調査、付近の地盤図を参考にして診断員が判断する	
良い地盤	<input type="radio"/> 1 洪積台地、同等地盤
普通地盤	<input type="radio"/> 2 下記以外の悪い地盤に分類されないもの
悪い地盤	<input type="radio"/> 3 30m以浅の沖積層
	<input type="radio"/> 4 長期許容地耐力20kN/m2以上50kN/m2未満(地盤データがあるとき)
	<input type="radio"/> 5 埋め立て地、盛土地
非常に悪い地盤	<input type="radio"/> 6 30mより深い沖積層
	<input checked="" type="radio"/> 7 液状化の可能性がある地盤
	<input type="radio"/> 8 崖地、盛土地で擁壁に異常がある地盤

床面積はweeの計算出力「3. 必要耐力の算出」のAから転記する

「8. 上部構造評点」から転記(対象外部分は空欄とする)

階	床面積 (m2)	方向	壁・柱 の耐力 Qu (kN)	配置などによる 低減係数 eKf1	劣化度 dK	保有する耐力Qu × eKf1 × dK=edQu (kN)	必要耐 力 Qr (kN)	評点
								edQu / Qr
3		X						
		Y						
2	17.11	X	12.53	1.00	0.70	8.77	10.12	0.86
		Y	8.19	1.00	0.70	5.73		0.56
1	43.73	X	27.20	0.51	0.70	9.71	33.20	0.29
		Y	12.31	0.58	0.70	5.00		0.15

注; 枠組壁工法の場合は、Weeの入力において、枠組壁工法構造合板、枠組壁工法石膏ボードを採用すること。
1階が非木造の場合の1階床面積は建築面積を入力する。

■補強計画計算書

ver 2021/7/1

防災協会プログラムバージョン

2.0.0

03-徳島-001

Wee2012(Win10)表3.1ルート(四分割法)では形状割増係数について計算メッセージが生じない事。

Wee2012(Win10)(精算法ルート)による建物概要の入力では下記形状割増βを選択する。計算メッセージが生じても支障は無い。

①架構の形態			⑦階	短辺幅(m)	形状割増β	小屋裏面積A'(m ²)	小屋天井高h(m)	小屋算入面積(m ²)	計算床面積(m ²)
◎ 1	全階木造								
②地域係数			2階	2.93	1.00				17.11
◎ 1.0	Z=1.0	1.0	1階	4.98	1.30				43.73
○ 0.9	Z=0.9		小屋裏面積が1/8以下は無視する。A' × h / 2.1						

③建物の種類	○ 1	1軽い建物	◎ 2	2重い建物	○ 3	3非常に重い建物
--------	-----	-------	-----	-------	-----	----------

現況上部構造評点(転記)(対象外部分は空欄とする。劣化度dkは1.00に固定。)

④階	床面積(m ²)	方向	壁・柱の耐力Qu(kN)	配置などによる低減係数eKfl	劣化度dK	保有する耐力Qu × eKfl × dK = edQu(kN)	必要耐力Qr(kN)	評点edQu / Qr
3		X						
		Y						
2	17.11	X	12.53	1.00	1.00	12.53	10.12	1.23
		Y	8.19	1.00	1.00	8.19		0.80
1	43.73	X	27.20	0.51	1.00	13.87	33.20	0.41
		Y	12.31	0.58	1.00	7.14		0.21

木造最下階の最小値 = 0.21

⑤建物の種類	○ 1	1軽い建物	◎ 2	2重い建物	○ 3	3非常に重い建物
--------	-----	-------	-----	-------	-----	----------

補強後上部構造評点(転記)(対象外部分は空欄とする)

⑥階	床面積(m ²)	方向	壁・柱の耐力Qu(kN)	配置などによる低減係数eKfl	劣化度dK	保有する耐力Qu × eKfl × dK = edQu(kN)	必要耐力Qr(kN)	評点edQu / Qr
3		X						
		Y						
2	17.11	X	12.53	1.00	1.00	12.53	10.12	1.23
		Y	11.90	1.00	1.00	11.90		1.17
1	43.73	X	37.47	1.00	1.00	37.47	33.20	1.12
		Y	35.70	1.00	1.00	35.70		1.07

木造最下階の最小値 = 1.07

補強方針	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化度の改善を行うことを前提とし、劣化低減は無いものとする。 ・配置などによる低減係数の改善に努める ・補強壁部分の柱・梁の接合は金物Ⅱを施工する。
------	---

■改修設計計算書

ver 2021/7/1

防災協会プログラムバージョン

2.0.0

03-徳島-001

Wee2012(Win10)表3.1ルート(四分割法)では形状割増係数について計算メッセージが生じない事。

Wee2012(Win10)(精算法ルート)による建物概要の入力では下記形状割増βを選択する。計算メッセージが生じても支障は無い。

①建物の種類		②壁仕様の特定および計算方法						
<input type="radio"/> 1	1軽い建物	<input type="radio"/> 1	壁仕様が不明であり2.0kN/mとして診断					
<input checked="" type="radio"/> 2	2重い建物	<input checked="" type="radio"/> 2	確認出来た土壁、筋かい等を考慮して診断					
<input type="radio"/> 3	3非常に重い建物	<input type="radio"/> 3	図面があり、壁仕様を特定して診断					
③建物の構造		<input checked="" type="radio"/> A	壁を主な耐震要素とした。方法1					
<input checked="" type="radio"/> 1	在来軸組工法	<input type="radio"/> B	太い柱、たれ壁による伝統構法。方法2					
<input type="radio"/> 2	伝統的構法							
<input type="radio"/> 3	枠組壁工法							
④架構の形態			短辺幅 (m)	形状割増 β	小屋裏 面積A' (㎡)	小屋天井 高h(m)	小屋算入 面積(㎡)	計算床面 積(㎡)
<input checked="" type="radio"/> 1	全階木造	3階						
<input type="radio"/> 2	1階は、RC造or鉄骨造	2階	2.93	1.00				17.11
⑤地域係数		Z						
<input checked="" type="radio"/> 1.0	Z=1.0	1.0	4.98	1.30				43.73
<input type="radio"/> 0.9	Z=0.9							

小屋裏面積が1/8以下は無視します。A' × h / 2.1

⑥基礎の種類	
<input type="radio"/> 1	I 健全な鉄筋コンクリートの布基礎またはべた基礎
<input type="radio"/> 2	II ひび割れのある鉄筋コンクリートの布基礎またはべた基礎
<input checked="" type="radio"/> 3	II 健全な無筋コンクリートの布基礎またはべた基礎
<input type="radio"/> 4	II 柱脚に足固めを設け、鉄筋コンクリート底盤に柱脚または足固めを緊結した玉石基礎
<input type="radio"/> 5	II 軽微なひび割れのある無筋コンクリートの基礎
<input type="radio"/> 6	III ひび割れのある無筋コンクリートの布基礎
<input type="radio"/> 7	III 柱脚に足固めを設けた玉石、石積み、ブロック基礎
<input type="radio"/> 8	III その他（玉石・石積み・ブロック）
<input type="radio"/> 9	I 1階はRC造または鉄骨造であり、基礎I相当とする

床板は原則として最下位の仕様とするが、上階でゆとりがある場合は、2階床の仕様とする。

⑦床仕様			⑧接合仕様	
<input type="radio"/>	I 合板	床倍率1.00	<input type="radio"/>	接合部 I 平12建告1460号に適合仕様
<input checked="" type="radio"/>	II 火打ち+荒板	床倍率0.63	<input type="radio"/>	接合部 II 羽子板ボルト, CP-L, 込み栓
<input type="radio"/>	III 火打ちなし	床倍率0.39	<input type="radio"/>	接合部 III ほぞ差, かすがい(両端通し柱)
<input type="radio"/>	床仕様が不明でありIIIとする		<input type="radio"/>	接合部 IV ほぞ差し, 釘打ち, かすがい等
<input type="checkbox"/>	4m以上の吹き抜けあり		<input checked="" type="radio"/>	金物は不明であり接合部IVとする

上部構造評点（転記）（対象外部分は空欄とする）

⑨階	床面積 (m ²)	方向	壁・柱 の耐力 Qu (kN)	配置などによる 低減係数 eKf1	劣化度 dK	保有する耐力 Qu × eKf1 × dK = edQu (kN)	必要耐 力 Qr (kN)	評点 edQu / Qr
3		X						
		Y						
2	17.11	X	12.08	1.00	1.00	12.08	10.12	1.19
		Y	7.86	1.00	1.00	7.86		0.77
1	43.73	X	59.60	1.00	1.00	59.60	33.20	1.79
		Y	52.59	1.00	1.00	52.59		1.58

■参考資料 2 : 各種様式

【記入例】

様式第 1 号 (第 6 条関係)

※□は該当する箇所にし

木造住宅耐震診断等申込書

〇〇市長 〇〇 〇〇 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日
※市町村へ提出する日付を記入してください

(申込者) (〒123-4567)

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

フリガナ トクシマ ヨシコ

氏 名 徳島 美子

電話番号 (088-123-4567)

090-1234-5678



※押印の有無は市町村によって異なります。

※屋間に連絡がとれる連絡先も併せて記入してください

令和 4 年度において、木造住宅の耐震診断等を実施したいので、〇〇市木造住宅耐震化促進事業実施及び補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申込みします。

なお、この申請にあたり、必要に応じて〇〇市長が市町村民税課税台帳及びその他〇〇市の保有する必要な資料を確認することに同意します。

また、当該補強計画案及び改修費用の概算工事費については、一定の基準に基づく目安として作成されるため、実際の耐震改修工事に当たっては、実施設計や詳細な見積りが必要になることを理解しています。

申 込 種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 耐震診断及び補強計画 <input type="checkbox"/> 耐震診断のみ <input type="checkbox"/> 補強計画のみ		
住宅の所在地	〒123-4567 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地		
住宅の居住者 (□現居住・□移住予定)	氏名	徳島 美子	申請者からみた続柄 (<input checked="" type="checkbox"/> 本人・ <input type="checkbox"/> 配偶者・ <input type="checkbox"/> 親・ <input type="checkbox"/> 子・ <input type="checkbox"/> その他)
住宅の所有者	氏名	徳島 すだち	申請者からみた続柄 (<input type="checkbox"/> 本人・ <input type="checkbox"/> 配偶者・ <input checked="" type="checkbox"/> 親・ <input type="checkbox"/> 子・ <input type="checkbox"/> その他)
	住所	〒123-XXXX ××市××町×丁目×番地 (TEL) 088-123-XXXX	
建 築 年 月	<input checked="" type="checkbox"/> (S)・H 45 年 10 月頃竣工 <input type="checkbox"/> 不明		
形 態 種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 長屋・共同住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (住宅部分の面積 ≥ 延べ面積の 1/2)		
規 模 (改修前)	<input type="checkbox"/> 平屋建て <input checked="" type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 3階建て		
構 造 種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 在来軸組構法 <input type="checkbox"/> 伝統的構法 <input type="checkbox"/> 枠組壁工法 <input type="checkbox"/> 不明		
診断員の指名希望	<input checked="" type="checkbox"/> あり (氏名〇〇 〇〇 登録番号 100(03)+) <input type="checkbox"/> なし ※診断員が決まっている場合又は指名したい場合は「あり」		

添付書類

※診断員が決まっておらず、氏名希望もない場合は「なし」

〇〇市木造住宅耐震化促進事業実施及び補助金交付要綱別表第 3 のとおり

【記入例】

様式第2号（第7条関係）

※□は該当する箇所にし

補助金交付申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日
※市町村へ提出する日付を記入してください

〇〇市長 〇〇 〇〇 様

※屋間に連絡がとれる連絡先も併せて記入してください

※今後提出する書類（事業計画書、完了実績報告書等）はすべて同一の印鑑を使用してください（認め印で可）

（申請者）（〒123-4567）

住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

フリガナ トクシマ ヨシコ

氏名 徳島 美子

電話番号（088-123-4567）
090-1234-5678



※押印の有無は市町村によって異なります。

令和4年度において、木造住宅の { 耐震改修等 } を実施し、補助金 1,400,000 円の交付を受けたいので、〇〇市木造住宅耐震化促進事業実施及び補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請にあたり、必要に応じて〇〇市長が市町村民税課税台帳、世帯全員分の住民基本台帳及びその他〇〇市の保有する必要な資料を確認することに同意します。

記

1 事業予定期間

（着手）令和4年 7 月 1 日 ～ （完了）令和4年 10 月 31 日

2 事業選択（予定）

（1）耐震診断等

実施する（耐震診断及び補強計画 耐震診断のみ 補強計画のみ）

実施済み

※耐震診断等のみのお申込みの場合は、様式第1号を使用

※評点が向上しない耐震化工事と補強計画の同時申請はできません。

（2）耐震化工事

耐震改修支援事業

耐震シェルター設置支援事業

住替え支援事業

（3）スマート化工事

スマート化支援事業

※耐震改修支援事業又は耐震シェルター設置支援事業との併用が要件です。

3 受領委任払の予定

あり

なし

4 添付書類

〇〇市木造住宅耐震化促進事業実施及び補助金交付要綱別表第3のとおり

【記入例】

様式第2号別添

※□は該当する箇所にし

住宅概要書

住宅の所在地	〒 123-4567 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地		
住宅の居住者 (<input checked="" type="checkbox"/> 現居住・ <input type="checkbox"/> 移住予定)	氏名	徳島 美子	申請者からみた続柄 (<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他)
住宅の所有者	氏名	徳島 すだち	申請者からみた続柄 (<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input checked="" type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> その他)
	住所	〒 123-XXXX ××市××町×丁目×番地 (TEL) 088-123-XXXX	
建築年月	<input checked="" type="checkbox"/> S・H 45 年 10 月頃竣工 <input type="checkbox"/> 不明		
形態種別	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 長屋・共同住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 (住宅部分の面積 ≥ 延べ面積の1/2)		
規模 (改修前)	<input type="checkbox"/> 平屋建て <input checked="" type="checkbox"/> 2階建て <input type="checkbox"/> 3階建て		
構造種別	<input checked="" type="checkbox"/> 在来軸組構法 <input type="checkbox"/> 伝統的構法 <input type="checkbox"/> 枠組壁工法 <input type="checkbox"/> 不明		
診断員の指名希望 ※診断未実施の場合	<input checked="" type="checkbox"/> あり (氏名 〇〇 〇〇 登録番号 100(03)+) <input type="checkbox"/> なし ※診断員が決まっている場合又は指名したい場合は「あり」 ※診断員が決まっておらず、氏名希望もない場合は「なし」		
施工予定業者	<input checked="" type="checkbox"/> あり (業者名 △△工務店 登録番号 200(03)+) <input type="checkbox"/> 未定 ※施工者が決まっている場合は「あり」 ※施工者が決まっていない場合は「未定」		

【記入例】

様式第3号（第11条関係）

※□は該当する箇所にし

事業計画書（耐震改修，耐震シェルター用）

〇〇市長 〇〇 〇〇 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日
 ※建築士会へ提出する日付を記入してください

(申請者) (〒123-4567)
 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
 フリガナ トクシマ ヨシコ
 氏 名 徳島 美子
 電話番号 (088-123-4567)
 090-1234-5678



※押印の有無は市町村によって異なります。

※内定通知書の内定日と指令番号を記入

令和4年6月30日付け〇〇第XXXX号により内定通知を受けた木造住宅耐震化促進事業について、次のとおり事業計画を行ったので、〇〇市木造住宅耐震化促進事業実施及び補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて提出します。

1 事業計画

住宅の所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地			
診 断 法 改 修 設 計 法	診断法	<input checked="" type="checkbox"/> 2021 <input type="checkbox"/> 改定 2014 <input type="checkbox"/> 2014 <input type="checkbox"/> 2009 <input type="checkbox"/> 2004	改修前評点 (0.6)	
	改修設計法	<input checked="" type="checkbox"/> 2021(四分割) <input type="checkbox"/> 2021(精算) <input type="checkbox"/> 改定 2014 <input type="checkbox"/> 同等 ()	改修後評点 (1.1)	
改 修 計 画 要 概	事業選択	工 事 内 容 ※固定済みの場合は写真を添付		
	家具固定 (必須)	高さ 1.5m以上の全ての家具 <input checked="" type="checkbox"/> 固定 <input type="checkbox"/> 固定済 <input type="checkbox"/> 家具なし		
	い ず れ か	<input checked="" type="checkbox"/> 耐震改修	すべて	<input checked="" type="checkbox"/> 評点 1.0 以上にする耐震改修工事 <input checked="" type="checkbox"/> 普及啓発活動への協力やエコ消費への取組 <input checked="" type="checkbox"/> 感震ブレーカー (分電盤タイプ) の設置
			任意	<input checked="" type="checkbox"/> スマート化工事
	い ず れ か	<input type="checkbox"/> 耐震 シェルター	いずれか	<input type="checkbox"/> 耐震シェルターの設置工事及び普及啓発活動への協力 ※県の認定が必要 <input type="checkbox"/> 耐震ベッドの設置工事
任意			<input type="checkbox"/> スマート化工事	
改 修 計 画 作 成 者	会社名・担当者	(会社名) 〇〇一級建築士事務所 (氏名) 三好 〇〇 印 三好		
	連絡先	(TEL) 088-123-0000 (FAX) 088-123-0000		
	資 格	<input checked="" type="checkbox"/> 徳島県木造住宅耐震診断員 (登録番号 100(03)+) <input checked="" type="checkbox"/> 徳島県木造住宅耐震改修施工者等 (登録番号 200(03)+)		
工 事 施 工 者	本店の所在地	〒123-XXXX ※県内の住所でなければ補助対象になりません ××市××町×丁目×番地 (TEL) 088-123-XXXX		
	会社名	(会社名) 株式会社〇〇工務店 ※法人の場合は役職名を正確に記入		
	代表者	(役職) 代表取締役 (氏名) 吉野川 〇〇		
	担当者	(氏名) △△ △△ (TEL) 088-XXX-0000		
資 格	<input checked="" type="checkbox"/> 徳島県木造住宅耐震改修施工者等 (登録番号 200(03)+)			
工事予定期間	(着手) 令和4年7月1日 ~ (完了) 令和4年10月31日			

※工事が完了し、代金支払い後、完了実績報告書を市町村が定める日までに提出していただきます。逆算して工期を設定してください。

2 補助対象経費

(1) 耐震化工事

区分	費用（税込）	概要
補助対象経費 A 1	耐力壁の追加など 1,640,000 円	耐震化工事に要する経費（注1）
補助対象経費 A 2	100,000 円	感震ブレーカー設置に要する経費
補助金交付申請額	1,100,000 円	（千円未満切り捨て）

（注1） A 2 以外の補助対象工事費

(2) スマート化工事

区分	費用（税込）	概要
補助対象経費 B	450,000 円	スマート化工事に要する経費（注2）
補助金交付申請額	300,000 円	（千円未満切り捨て）

（注2） 補助対象となるリフォーム工事費を含む

(3) 補助対象外工事

区分	費用（税込）	概要
補助対象外経費 C	新たな増築部など 500,000 円	補助対象外工事に要する経費

(4) 改修工事費用

区分	費用（税込）	概要
総 額	見積書の金額と合わせてください 2,690,000 円	A 1 + A 2 + B + C

3 添付資料

〇〇市木造住宅耐震化促進事業実施及び補助金交付要綱別表第3のとおり

【記入例】

様式第3号（第11条関係）

※□は該当する箇所にし

事業計画書（耐震改修，耐震シェルター用）

令和〇〇年〇〇月〇〇日
 ※建築士会へ提出する日付を記入してください

〇〇市長 〇〇 〇〇 様

（申請者）（〒123-4567）
 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
 フリガナ トクシマ ヨシコ
 氏 名 徳島 美子
 電話番号（088-123-4567）
 090-1234-5678

徳島 印

※押印の有無は市町村によって異なります。

※内定通知書の内定日と指令番号を記入

令和4年6月30日付け〇〇第XXXX号により内定通知を受けた木造住宅耐震化促進事業について、次のとおり事業計画を行ったので、〇〇市木造住宅耐震化促進事業実施及び補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて提出します。

1 事業計画

住宅の所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地			
診 断 法 改 修 設 計 法	診断法	<input checked="" type="checkbox"/> 2021 <input type="checkbox"/> 改定 2014 <input type="checkbox"/> 2014 <input type="checkbox"/> 2009 <input type="checkbox"/> 2004	改修前評点（0.6）	
	改修設計法	<input type="checkbox"/> 2021（四分割） <input type="checkbox"/> 2021（精算） <input type="checkbox"/> 改定 2014 <input type="checkbox"/> 同等（ ）	改修後評点（ ）	
改 修 計 画 要 概	事業選択	工 事 内 容 ※固定済みの場合は写真を添付		
	家具固定（必須）	高さ 1.5m以上の全ての家具 <input checked="" type="checkbox"/> 固定 <input type="checkbox"/> 固定済 <input type="checkbox"/> 家具なし		
	い ず れ か	<input type="checkbox"/> 耐震改修	すべて	<input type="checkbox"/> 評点 1.0 以上にする耐震改修工事 <input type="checkbox"/> 普及啓発活動への協力やエシカル消費への取組 <input type="checkbox"/> 感震ブレーカー（分電盤タイプ）の設置
			任意	<input type="checkbox"/> スマート化工事
		<input checked="" type="checkbox"/> 耐震 シェルター	いずれか	<input checked="" type="checkbox"/> 耐震シェルターの設置工事及び普及啓発活動への協力 ※県の認定が必要 <input type="checkbox"/> 耐震ベッドの設置工事
任意			<input checked="" type="checkbox"/> スマート化工事 ※工事計画が補助要件に該当することを確認し、押印してください	
改 修 計 画 作 成 者	会社名・担当者	（会社名）〇〇一級建築士事務所 （氏名）三好 〇〇 印		
	連絡先	（TEL）088-123-0000 （FAX）088-123-0000		
	資 格 ※いずれか一つに該当すれば可	<input checked="" type="checkbox"/> 徳島県木造住宅耐震診断員（登録番号 100(03)+） <input checked="" type="checkbox"/> 徳島県木造住宅耐震改修施工者等（登録番号 200(03)+）		
工 事 施 工 者	本店の所在地 連絡先	〒123-XXXX ※県内の住所でなければ補助対象になりません ××市××町×丁目×番地 （TEL）088-123-XXXX		
	会社名 代表者	（会社名）株式会社〇〇工務店 ※法人の場合は役職名を正確に記入 （役職）代表取締役 （氏名）吉野川 〇〇		
	担当者	（氏名）△△ △△ （TEL）088-XXX-0000		
	資 格	<input checked="" type="checkbox"/> 徳島県木造住宅耐震改修施工者等（登録番号 200(03)+）		
工事予定期間	（着手）令和4年7月1日 ～ （完了）令和4年10月31日			

※工事が完了し、代金支払い後、完了実績報告書を市町村が定める日までに提出していただきます。逆算して工期を設定してください。

2 補助対象経費

(1) 耐震化工事

区分	費用 (税込)	概要
補助対象経費 A 1	1,500,000 円	耐震化工事に要する経費 (注1)
補助対象経費 A 2	0 円	感震ブレーカー設置に要する経費
補助金交付申請額	800,000 円	(千円未満切り捨て)

(注1) A 2 以外の補助対象工事費

(2) スマート化工事

区分	費用 (税込)	概要
補助対象経費 B	450,000 円	スマート化工事に要する経費 (注2)
補助金交付申請額	300,000 円	(千円未満切り捨て)

(注2) 補助対象となるリフォーム工事費を含む

(3) 補助対象外工事

区分	費用 (税込)	概要
補助対象外経費 C	500,000 円	補助対象外工事に要する経費

(4) 改修工事費用

区分	費用 (税込)	概要
総 額	2,450,000 円	A 1 + A 2 + B + C

3 添付資料

〇〇市木造住宅耐震化促進事業実施及び補助金交付要綱別表第3のとおり

【記入例】

様式第4号（第11条関係）

※□は該当する箇所にし

事業計画書（住替え用）

〇〇市長 〇〇 〇〇 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日
 ※建築士会へ提出する日付を記入してください

（申請者）（〒123-4567）
 住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
 フリガナ トクシマ ヨシコ
 氏 名 徳島 美子
 電話番号（088-123-4567）
 090-1234-5678



※押印の有無は市町村によって異なります。

※内定通知書の内定日と指令番号を記入

令和4年 6月 30日付け〇〇第XXXX号により内定通知を受けた木造住宅耐震化促進事業について、次のとおり事業計画を行ったので、〇〇市木造住宅耐震化促進事業実施及び補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて提出します。

1 事業計画

耐震診断ソフト	<input type="checkbox"/> わが家の耐震診断 <input type="checkbox"/> Wee <input checked="" type="checkbox"/> Wee2012	
耐震診断結果	受付番号（4 - 徳島 - 005） 報告年月日（令和4年 〇月 〇日） ↑完成年月日としてください 耐震診断員（氏名：〇〇 〇〇 登録番号：100(03)+ ）	
診断時評点	0.41	
事業選択	県内（ <input checked="" type="checkbox"/> 現地建替え <input type="checkbox"/> 他所住替え）	
工事施工者	本店の所在地	〒123-XXXX ※県内の住所でなければ補助対象になりません
	連絡先	××市××町×丁目×番地 (TEL) 088-123-XXXX
	会社名	（会社名）株式会社〇〇工務店 ※法人の場合は役職名を正確に記入
	代表者	（役職）代表取締役 （氏名）美馬 〇〇
	担当者	（氏名）△△ △△ (TEL) 088-XXX-0000
	資格	<input checked="" type="checkbox"/> 建設業の許可（ 〇〇〇 ）第 △△△ 号 <input type="checkbox"/> 解体工事業登録（ ）
工事予定期間	（着手）令和4年 7月 1日 ～ （完了）令和4年 10月 31日	

2 補助対象経費

区分	費用（税込）	概要
補助対象経費	解体工事費 800,000 円	
補助対象外経費	外構工事など 200,000 円	
総 額	見積書の金額と合わせてください 1,000,000 円	
補助金交付申請額	300,000 円	（千円未満切り捨て）

3 添付資料

〇〇市木造住宅耐震化促進事業実施及び補助金交付要綱別表第3のとおり

【記入例】

様式第5号（第15条関係）

受付番号

—

—

補助金交付変更申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日
※市町村へ提出する日付を記入してください

〇〇市長 〇〇 〇〇 様

（申請者）（〒**123-4567**）

住 所 **〇〇市〇〇町〇丁目〇番地**

フリガナ **トクシマ ヨシコ**

氏 名 **徳島 美子**

電話番号（**088-123-4567**）

090-1234-5678



※押印の有無は市町村によって異なります。

※屋間に連絡がとれる連絡先も併せて記入してください

令和4年 6月 30日付け**〇〇**第**XXXX**号により補助金交付決定の通知を受けた**令和4**年度木造住宅耐震化促進事業の内容を次のとおり変更し、補助金**800,000**円の交付を受けたいので、**〇〇市**木造住宅耐震化促進事業実施及び補助金交付要綱第15条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

変更前：**耐震化工事内容**

- ・**耐力壁（片筋交い45x90+構造用合板）をバランスよく追加**
- ・**屋根瓦の割れ補修**

変更後：**耐震化工事内容**

- ・**耐力壁を取りやめ、耐震シェルターを設置**

2 添付書類

〇〇市木造住宅耐震化促進事業実施及び補助金交付要綱別表第3のとおり

【記入例】

様式第6号（第15条関係）

受付番号

—

—

補助事業中止（廃止）申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日
*市町村へ提出する日付を記入してください

〇〇市長 〇〇 〇〇 様

（申請者）（〒**123-4567**）

住 所 **〇〇市〇〇町〇丁目〇番地**

フリガナ **トクシマ ヨシコ**

氏 名 **徳島 美子**

電話番号（**088-123-4567**）

090-1234-5678

*屋間に連絡がとれる連絡先も併せて記入してください



*押印の有無は市町村によって異なります。

令和4年 6月 30日付け**〇〇**第**XXXX**号により補助金交付決定の通知を受けた**令和4**年度木造住宅耐震化促進事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、**〇〇市**木造住宅耐震化促進事業実施及び補助金交付要綱第15条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

予定よりも工事費が高くなり、予算の都合で中止する。

2 中止（廃止）予定年月日 **令和4年 7月 31日**

3 添付書類

〇〇市木造住宅耐震化促進事業実施及び補助金交付要綱別表第3のとおり

【記入例】

様式第7号（第17条関係）

受付番号

—

—

補助事業（耐震診断等）完了期日変更報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日
*市町村へ提出する日付を記入してください

〇〇市長 〇〇 〇〇 様

（申請者）（〒**123-4567**）

住 所 **〇〇市〇〇町〇丁目〇番地**

フリガナ **トクシマ ヨシコ**

氏 名 **徳島 美子**

電話番号（**088-123-4567**）

090-1234-5678

*屋間に連絡がとれる連絡先も併せて記入してください



*押印の有無は市町村によって異なります。

令和4年6月30日付け**〇〇**第**XXXX**号により補助金交付決定（耐震診断等の内定）の通知を受けた**令和〇〇**年度木造住宅耐震化促進事業について、**令和4**年度内にこれを完了させることが困難となったので、**〇〇市**木造住宅耐震化促進事業実施及び補助金交付要綱第17条の規定により報告します。

記

1 変更の理由

悪天候が続き、工事に遅れが生じたため。

2 完了予定年月日 **令和5年6月30日**

【記入例】

様式第8号（第19条関係）

受付番号

—

—

完了実績報告書

〇〇市長 〇〇 〇〇 様

令和〇〇年〇〇月〇〇日

※市町村へ提出する日付を記入してください

※市町村が指定する日までに必ず提出してください

（申請者）（〒123-4567）

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

フリガナ トクシマ ヨシコ

氏 名 徳島 美子

電話番号（088-123-4567）

090-1234-5678

※屋間に連絡がとれる連絡先も併せて記入してください



印
※押印の有無は市町村によって異なります。

令和4年6月30日付け〇〇第XXXX号により補助金交付決定の通知を受けた令和4年度木造住宅耐震化促進事業を次のとおり完了したので、〇〇市木造住宅耐震化促進事業実施及び補助金交付要綱19条の規定により、その実績を報告します。

記

1 事業期間

（着手）令和4年7月1日～（完了）令和4年10月31日

※補助金の交付決定日以降に着手していることを確認してください

2 添付書類

〇〇市木造住宅耐震化促進事業実施及び補助金交付要綱別表第3のとおり

【記入例】

様式第9号（第19条関係）

受付番号

※□は該当する箇所にし

補助金精算書

令和〇〇年〇〇月〇〇日
※市町村が指定する日までに必ず提出してください

次のとおり精算致します。

工 事 施 工 者	本 店 の 所 在 地 連 絡 先	〒 123-XXXX ※県内の住所でなければ補助対象になりません ××市××町×丁目×番地 (TEL) 088-123-XXXX	
	会 社 名 代 表 者	(会社名) 株式会社〇〇工務店 ※法人の場合は役職名を正確に記入 (役職) 代表取締役 (氏名) 吉野川 〇〇	
	担 当 者	(氏名) △△ △△ (TEL) 088-XXX-0000	
	資 格	耐震改修 耐震シェルター	<input checked="" type="checkbox"/> 徳島県木造住宅耐震改修施工者等（登録番号 200(03)+ ）
	住替え (いずれかで可)	<input type="checkbox"/> 建設業の許可（ ）第 号 <input type="checkbox"/> 解体工事登録（ ）	
精 算 内 容 (税込)	耐 震 化	補 助 対 象 経 費 A 1	1,640,000 円
		補 助 対 象 経 費 A 2 (感震ブレーカー設置に要する経費)	100,000 円
		補 助 金 交 付 申 請 額 (千円未満切り捨て)	1,100,000 円
	ス マ ー ト 化	補 助 対 象 経 費 B	450,000 円
		補 助 金 交 付 申 請 額 (千円未満切り捨て)	300,000 円
	補 助 対 象 外	補 助 対 象 外 経 費 C	500,000 円
	総 額	総 費 用 (A1+A2+B+C)	2,690,000 円

※補助対象金額の内容が分かる内訳書を添付すること。(見積書から変更がある場合)

【記入例】

様式第 10 号（第 21 条関係）

受付番号 — —

補助金請求書

令和 年 月 日
*請求日は空けておいてください

〇〇市長 〇〇 〇〇 様

(申請者) (〒123-4567)
住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
フリガナ トクシマ ヨシコ
氏 名 徳島 美子
電話番号 (088-123-4567)
090-1234-5678
*屋間に連絡がとれる連絡先も併せて記入してください



*押印の有無は市町村によって異なります。

次の補助金について、〇〇市木造住宅耐震化促進事業実施及び補助金交付要綱第 21 条の規定により請求します。

*不明な箇所は空けておいてください。空欄があれば市町村で確認します。

摘 要	
補助事業名	令和 4 年度木造住宅耐震化促進事業
補助指令金額	金 1,400,000 円
補助指令年月日	令和 4 年 6 月 30 日
補助指令番号	〇〇指令 〇〇 第 〇〇〇〇 号
補助額 (今回請求額)	金 1,400,000 円
請求区分	1 精 算

*必ず申請者本人(個人) 名義の口座を正確に記入してください。

口座振込先	
金融機関名 (〇〇銀行)	店舗名 (〇〇支店)
預金種別 (① 普通 2 当座 9 その他)	
口座番号	1 2 3 4 5 6 7 (右づめ) *右づめ
口座名義 (カタカナ書き)	*必ずフルネームを書いてください
(トクシマ ヨシコ)	*性と名の間は空けてください

※債権者コード ←ここは何も書かないでください

添付書類
額の確定通知書の写し

【記入例】

様式第 11 号 (第 21 条関係)

受付番号 ー ー

補助金受領委任払請求書

令和 年 月 日

***請求日は空けておいてください**

〇〇市長 〇〇 〇〇 様

(申請者) (〒123-4567)

住 所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

フリガナ トクシマ ヨシコ

氏 名 徳島 美子

電話番号 (088-123-4567)

090-1234-5678

***風間に連絡がとれる連絡先も併せて記入してください**



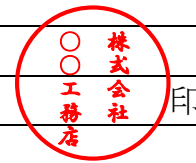
***押印の有無は市町村によって異なります。**

次の補助金について、〇〇市木造住宅耐震化促進事業実施及び補助金交付要綱第 21 条の規定により請求します。

なお、この請求による補助金の受領に係る権限については、次の者に委任します。

***不明な箇所は空けておいてください。空欄があれば市町村で確認します。**

受 任 者	
事務所(事業所)名	株式会社〇〇工務店
代 表 者	吉野川 〇〇
所 在 地	××市××町×丁目×番地



摘 要	
補助事業名	令和 4 年度木造住宅耐震化促進事業
補助指令金額	金 1,400,000 円
補助指令年月日	令和 4 年 6 月 30 日
補助指令番号	〇〇指令 〇〇 第 〇〇〇〇 号
補助額(今回請求額)	金 1,400,000 円
請求区分	1 精 算

***必ず施工者(会社)名義等の口座を正確に記入してください。**

口座振込先

金融機関名 (〇〇銀行) 店舗名 (〇〇支店)

預金種別 (1 普通 ② 当座 9 その他)

口座番号

0	1	2	3	4	5	6
---	---	---	---	---	---	---

 (右づめ) ***右づめ**

口座名義 (カタカナ書き) ***必ずフルネームを書いてください**
(カフシキガイシャ ヨシノガワコウムテン)

***債権者コード ←ここは何も書かないでください**

添付書類

額の確定通知書の写し

【記入例】

様式第 12 号 (第 25 条関係)

受付番号

—

—

消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日

***日付は空けておいてください**

〇〇市長 〇〇 〇〇 様

(申請者) (〒**123-4567**)

住 所 **〇〇市〇〇町〇丁目〇番地**

フリガナ **トクシマ ヨシコ**

氏 名 **徳島 美子**

電話番号 (**088-123-4567**)

090-1234-5678

***區間に連絡がとれる連絡先も併せて記入してください**



***押印の有無は市町村によって異なります。**

***確定通知書の日付と番号を記入**

令和 4 年 10 月 10 日付け**〇〇**第 **XXXX** 号により額の確定通知があった**令和 4**年度木造住宅耐震化促進事業補助金について、**〇〇市**木造住宅耐震化促進事業実施及び補助金交付要綱 25 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金額 (額の確定額)
金 **1,400,000** 円
- 2 補助金の確定時における消費税等仕入控除税額
金 **0** 円
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額
金 **81,481** 円
- 4 補助金返還相当額 (3 - 2)
金 **81,481** 円
- 5 添付書類
〇〇市木造住宅耐震化促進事業実施及び補助金交付要綱別表第 3 のとおり

別表第3

耐震診断等申込み時	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅耐震診断等申込書（様式第1号） ・住宅の付近見取り図 ・居住者の同意書（貸家の場合） ・木造住宅耐震診断報告書の写し（補強計画のみの場合） ・その他市町村長が必要と認める書類
補助金交付申請時	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書（様式第2号） ・住宅概要書（様式第2号別添） ・住宅の付近見取り図 ・居住者の同意書（貸家の場合）
事業内定後（補助事業のうち、住宅の住替え支援事業以外の場合）	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書（様式第3号） ・見積書（補助対象経費と補助対象外経費が確認できるもの） ・住宅の全景写真及び工事予定箇所の現況写真 ・木造住宅耐震診断報告書の写し ・改修設計計算書（エクセル版）及び診断ソフトによる改修後計算書 ・図面〔配置図（敷地内の全建物の配置図）、現況平面図、改修平面図、詳細図（必要に応じて）〕 ・計画確認書（自主検査を行ったもの） ・その他市町村長が必要と認める書類
事業内定後（補助事業のうち、住宅の住替え支援事業の場合）	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画書（様式第4号） ・見積書（補助対象経費と補助対象外経費が確認できるもの） ・住宅の全景写真及び工事予定箇所の現況写真 ・木造住宅耐震診断報告書の写し ・図面〔配置図（敷地内の全建物の配置図）、現況平面図〕 ・計画確認書（自主検査を行ったもの） ・その他市町村長が必要と認める書類
補助金交付変更申請時	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付変更申請書（様式第5号） ・事業計画後の提出書類のうち変更のあったもの
補助事業中止（廃止）申請時	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業中止（廃止）申請書（様式第6号） ・木造住宅耐震診断報告書の写し （耐震改修等と併せて行う耐震診断等を実施したが、耐震改修等を行わないと判断した場合）
補助事業（耐震診断等）完了期日変更報告時	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業（耐震診断等）完了期日変更報告書（様式第7号）

中間検査時	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中間確認書（自主検査を行ったもの） ・ 工事写真 ・ 検査対象部分図（平面図に工事完了範囲，検査範囲及び未施工範囲を記載したもの）
完了検査時	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完了確認書（自主検査を行ったもの） ・ 工事写真
完了実績報告時	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 完了実績報告書（様式第 8 号） ・ 補助金精算書（様式第 9 号） ・ 工事契約書の写し ・ 工事代金領収書の写し ※見積書から変更がある場合は，補助対象金額の内容が分かる内訳書 ※受領委任の場合は，工事代金から補助金を差し引いた金額の領収書の写し ・ 工事写真 ・ その他市町村長が必要と認める書類
補助金請求時	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金請求書（様式第 10 号） ※受領委任の場合は，補助金受領委任払請求書（様式第 11 号） ・ 額の確定通知書の写し
消費税仕入控除税額の報告時	
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費税等仕入控除税額報告書（様式第 12 号）

3-1-1 計画確認書

耐震改修、シェルター用

[Ver.R4.4 ~]

申請者		受付番号	— —
設計者 または 施工者	会社名 担当者	連絡先	電話 FAX

確認項目	*施工者自主検査欄 【適合：○、該当なし：／】	設計者 自主検査	検査員 判定
1. 事業計画書			
(1) 設計者・施工者等の要件を満たしているか			
(2) 以下2.～8.の内容と整合しており、記入漏れ・誤記入がないか			
2. 見積書（写し）			
(1) 見積書の書式及び補助対象・補助対象外の区分は適切か			
(2) 見積書における工事内容（工法、材種・数量・部材寸法等）は図面等と整合しているか			
(3) 見積書の内容（金額等）は妥当か *金額の大きい項目は特に注意			
3. 現況写真			
(1) 住宅の全景及び補助対象工事部分の写真は添付されているか			
(2) 撮影箇所が判別できるか（平面図を利用し写真撮影箇所等を記入）			
4. 耐震診断報告書（写し）と改修計算書（=Wee等及びエクセル版）			
(1) 促進（又は促進技術）委員会長の押印がある耐震診断報告書（写し）が添付されているか			
(2) 改修計算書は設計時に判明した事項が適切に反映されているか			
(3) 改修計算書は妥当な劣化事象改善方法、接合部仕様及び基礎の仕様を踏まえているか			
(4) 改修計算書は図面等と整合しているか			
(5) 事業計画書における診断時及び改修時の評点の記載が適切か			
5. 図面			
(1) 敷地内の全建物の配置が分かる配置図、各階現況平面図、改修平面図等必要な図面等が添付されているか			
(2) 各工事内容（耐震化工事・リフォーム工事・劣化改善工事・家具固定等）が改修平面図等に適切に示されているか			
(3) 補強壁仕様等（詳細図を含む）は適切に示されているか			
6. 増築がある場合、適切に処理され、また、その工事費は補助対象外か			
7. 耐震シェルター等の場合、必要な基準を満たしているか			
8. 感震ブレーカー、スマート化工事の資料（写し）が添付されているか			
設置予定スマート化設備名			

指摘事項	手直し結果

長 殿

計画段階での工事内容等が適切であることを確認しました。

検査着手日：令和 年 月 日

耐震化工事検査員 登録番号

検査完了日：令和 年 月 日

氏 名

印

3-1-2 計画確認書

住替え用

申請者		受付番号	—	—
連絡先	氏名	電話 () ・ FAX (

確認項目	*施工者自主検査欄 【適合：○、該当なし：／】	施工者 自主検査	*検査員判定欄 【適合：○、不適合：×、該当なし：／】	検査員 判定
1. 事業計画書				
(1) 施工者は解体業者等の要件を満たしているか				
(2) 以下2.～5.の内容と整合しており、記入漏れ・誤記入がないか				
2. 見積書（写し）				
(1) 補助対象・補助対象外の区分は適正か				
(2) 数量・面積等は図面と整合しているか				
(3) 見積もり内容は妥当か				
3. 現況写真				
(1) 住宅の全景写真（2葉以上）及び内部写真（主要室の2葉以上）が添付されているか				
(2) 撮影箇所が判別できるか（写真撮影箇所等の記入）				
4. 耐震診断報告書（写し）				
(1) 促進（又は促進技術）委員会長の押印がある耐震診断報告書（写し）が添付されているか				
(2) 事業計画書における診断時の評点等の記載が適切か				
5. 図面				
(1) 敷地内の全建物の配置が分かる配置図及び各階現況平面図が添付されているか				

指摘事項	手直し結果

長 殿

計画段階での工事内容等が適切であることを確認しました。

検査着手日：令和 年 月 日 耐震化工事検査員 登録番号
 検査完了日：令和 年 月 日 氏 名

印

3-2 中間確認書

耐震改修、シェルター用

申請者		受付番号	— —
施工者	会社名	担当者	連絡先

確認項目		施工者 自主検査	検査員			判定
			確認方法 (レ)			
			目視	書類	聴取	
* 施工者自主検査欄【適合：○、未施工部分：未、該当なし：／】						
* 検査員確認方法欄【該当する確認方法にレ】						
* 検査員判定欄【適合：○、不適合：×、未施工部分：未、該当なし：／】						
* 中間検査用の「検査対象部分図」を用意しているか						
1. 基礎						
(1) 基礎の補強方式・補強範囲等は適切か						
(2) あと施工アンカーの打ち込み位置等は適切か						
(3) 配筋状況（主筋・補強筋位置・種類・径・ピッチ、かぶり厚、継ぎ手・定着長さ等）は適切か						
(4) ホールダウン・アンカーボルトの種類・設置は適切か						
2. 耐力壁						
全体	(1) 設計時の既存壁の評価は適切か					
	(2) 各種材料の種類、寸法等は適切か					
筋交い	(3) 既存・新設筋かいの寸法・本数・位置、金物用ビスの種類等は適切か					
	(4) 筋交いを切り欠いていないか					
	(5) 筋交いと面材の受け材が絡む場合、筋かい優先か					
面材	(6) 面材や接合具の種類は適切か					
	(7) 面材の張り方（釘の種類・ピッチ・釘と部材の縁端距離）、受け材の取り付け方は適切か					
既存部	(8) 補強壁内の既存の横架材の継手の補強は適切か					
	(9) 既存の柱-横架材の接合状況は適切か（腐食等の有無を含む）					
接合金物	(10) 金物の種類・設置状況は適切か					
	(11) 金物や部材が集中している場合、納まりは適切か					
	(12) 構造部材を切り欠いて金物を取り付けるなど、不適切な施工となっていないか					
3. 屋根の改修工事は適切か						
4. 劣化事象の改善等の工事は適切に行われているか						
5. 耐震シェルター等の場合、必要な基準を満たしているか						
6. 変更した場合の計算書・図面等は用意されているか						

指摘事項	手直し結果

長 殿

中間段階での工事内容等が適切であることを確認しました。

検査着手日：令和 年 月 日 耐震化工事検査員 登録番号
検査完了日：令和 年 月 日 氏 名

印

3-3-1 完了確認書

耐震改修、シェルター用

[Ver.R4.4 ~]

申請者		受付番号	—	—
施工者	会社名	担当者	連絡先	

確認項目		施工者 自主検査	検査員			判定
			確認方法 (レ)			
			目視	書類	聴取	
1. 基礎						
	(1) 基礎の補強方式・補強範囲等は適切か					
	(2) あと施工アンカーの打ち込み位置等は適切か					
	(3) 配筋状況 (主筋・補強筋位置・種類・径・ピッチ、かぶり厚、継ぎ手・定着長さ等) は適切か					
	(4) ホールダウン・アンカーボルトの種類・設置は適切か					
2. 耐力壁						
全体	(1) 設計時の既存壁の評価は適切か					
	(2) 各種材料の種類、寸法等は適切か					
筋交い	(3) 既存・新設筋かいの寸法・本数・位置、金物用ビスの種類等は適切か					
	(4) 筋交いを切り欠いていないか					
	(5) 筋交いと面材の受け材が絡む場合、筋かい優先か					
面材	(6) 面材や接合具の種類は適切か					
	(7) 面材の張り方 (釘の種類・ピッチ・釘と部材の縁端距離)、受け材の取り付け方は適切か					
既存部	(8) 補強壁内の既存の横架材の継手の補強は適切か					
	(9) 既存の柱-横架材の接合状況は適切か (腐食等の有無を含む)					
接合金物	(10) 金物の種類・設置状況は適切か					
	(11) 金物や部材が集中している場合、納まりは適切か					
	(12) 構造部材を切り欠いて金物を取り付けるなど、不適切な施工となっていないか					
	3. 屋根の改修工事は適切か					
	4. 劣化事象の改善等の工事は適切に行われているか					
	5. 耐震シェルター等の場合、必要な基準を満たしているか					
	6. 感震ブレーカー (分電盤タイプ) が設置されているか					
	7. スマート化工事は適切に行われているか					
	設置スマート化設備名(変更の場合)					
8. 工事個所の施工前・中・後の写真						
	(1) 住宅の全景写真及び耐震化・スマート化・劣化事象改善・家具固定等の各工事の写真が添付されているか					
	(2) 撮影場所が判別できるか (撮影箇所等の記入)					
	9. 変更に関する見積書・計算書・図面は適切か (再検査)					

指摘事項	手直し結果	変更後評点		
		費用	耐震化 (A _i)	万円
		(様式第9号)	スマート化	万円

長 殿

完了段階での工事内容等が適切であることを確認しました。

検査着手日: 令和 年 月 日 耐震化工事検査員 登録番号
 検査完了日: 令和 年 月 日 氏 名

印

3-3-2 完了確認書

住替え用

申請者		受付番号	—	—
連絡先	氏名	電話 ()	FAX (

確認項目 *施工者自主検査欄【適合：○、該当なし：／】 *検査員確認方法欄【該当する確認方法にレ】 *検査員判定欄【適合：○、不適合：×、該当なし：／】	施工者 自主検査	検査員			判定
		確認方法 (レ)			
		目視	書類	聴取	
1. 補助対象の住宅がすべて除却され、更地となっているか。 また、その状況の写真が添付されているか					
2. 建設リサイクル法に関する届出、建築基準法の除却届を 所管行政庁に提出しているか (注)					
3. 分別解体のマニフェスト (E票又はD票) の確認 (注)					
(1) 搬出先は適切か					
(2) 適切に分別解体が行われているか					
4. その他、全体を通して適切か					

(注) 建設リサイクル法に関する届出、建築基準法の除却届及び分別解体のマニフェスト (E票又はD票) については担当検査員に提示し、確認してもらう (提出する必要はない)

指摘事項	手直し結果

長 殿

完了段階での工事内容等が適切であることを確認しました。

検査着手日：令和 年 月 日 耐震化工事検査員 登録番号
 検査完了日：令和 年 月 日 氏 名

印

■補強計画聴き取りチェックシート

担当診断員	氏名	印	登録番号
補強計画申込者	氏名	受付番号	— —
聴き取り等を行った事項	<p>・注意 ①最初に、耐震診断結果を振り返ったうえで聴き取りを行うこと ②該当する□にレ点を付けること ③（ ）内は必要事項を記入すること</p>		
	<p>◆申込者が現在リフォームを考えているところ</p>		
	<p><input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 外壁 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 洗面室・浴室 <input type="checkbox"/> トイレ</p>		
	<p><input type="checkbox"/> () の部屋</p>		
	<p><input type="checkbox"/> 特に考えていない</p>		
	<p>◆補強箇所（外部か内部か）に関する要望等</p>		
	<p><input type="checkbox"/> 主に外部から補強をしてほしい</p>		
	<p><input type="checkbox"/> 主に内部から補強をしてほしい</p>		
	<p><input type="checkbox"/> どちらでもよい・診断員に一任する</p>		
	<p>◆内部からの補強の場合－補強室・部位等に関する要望等</p>		
<p><input type="checkbox"/> () の補強は止めてほしい</p>			
<p><input type="checkbox"/> () の補強は可能なら止めてほしい</p>			
<p><input type="checkbox"/> () は優先して補強対象としてほしい</p>			
<p><input type="checkbox"/> 特にない・診断員に一任する</p>			
<p>◆補強の程度に関する要望等</p>			
<p><input type="checkbox"/> できるだけ地震に強くしてほしい（評点1.5以上など）</p>			
<p><input type="checkbox"/> 最低限の補強をしてほしい（評点1.0以上）</p>			
<p><input type="checkbox"/> 特にない・診断員に一任する</p>			
<p>◆聴き取り結果に対する対応等 (診断員は、必ず伝え、<input checked="" type="checkbox"/>とする)</p>			
<p><input type="checkbox"/> 今後作成する補強計画では、目標とする評点向上のために要望等に応えられない場合もあるが了解してほしい旨を申込者に伝えた</p>			
<p>-----</p> <p>(その他：診断員が重要と考えた事項等を自由に記入)</p>			

耐震シェルター設置に関する基準

耐震シェルター設置支援事業における耐震シェルターの設置に関する基準は以下のとおりとする。

1. 認定を受けた内容と整合している計画内容及び工事内容であること
ただし、安全側と考えられる軽微な変更は認める
2. 別紙「耐震シェルター・管理チェックシート（以下「チェックシート」という）」に基づき、適切に耐震シェルターの設置ができていることを担当の工事検査員に確認してもらうこと
 - ①計画検査においては、チェックシートの「計画検査」欄までの欄に必要事項等を記入し、その写しを検査員に提出してその内容を確認してもらう
 - ②中間検査においては、チェックシートの「中間検査」欄までの欄に必要事項等を記入し、その写しを検査員に提出してその内容を確認してもらう
 - ③完了検査においては、チェックシートすべての欄に必要事項等を記入し、検査員に提出する
(注) 検査員は完了確認書に当該チェックシートを添付して市町村に送付する
3. その他、個別の耐震シェルター設置工事に関する検討事項については、木造住宅耐震化促進委員会の承認を得ること

耐震シェルター・管理チェックシート

申請者		製品 発注先	左記の施工者が施工することを 認める。 氏名 印
施工者	会社名 担当者		
メーカー名		県 登録番号	

検査時期	確認事項	施工者 自主検査
	＊確認事項欄（下）【□内は該当する項目にレ、（ ）内には数値等を記入】 ＊施工者自主検査欄（右）【適合：○、該当なし：／、未：未施工】	
計画 検査	1. 標準図が添付されているか（平面図・立面図・断面図・詳細図・基礎図等）	
	2. 設置する居室の大きさ（ ）mm×（ ）mm×（ ）mm	
	3. 施工スペースは十分確保できているか	
	4. 認定内容と異なる場合、安全側の変更か ：主な変更点（ ）	
中間 検査	1. 基礎等の仕様は適切か □布基礎新設 □土間コンクリート敷設：厚さ（ ）mm □その他（ ）	
	2. 床パネルの取付は適切か：釘ピッチ（ ）mm、釘の種類（ ）	
	3. 隅柱及び管柱の立込みは適切か	
	4. 壁パネルの取付は適切か：釘ピッチ（ ）mm、釘の種類（ ）	
	5. 土台及び梁ともホールダウン金物の取付は適切か	
	6. 天井スラブ枠の取付は適切か	
	7. 天井スラブ枠下部の構造用合板の貼付は適切か ：釘ピッチ（ ）mm、釘の種類（ ）	
	8. 壁内側の構造用合板の貼付は適切か ：釘ピッチ（ ）mm、釘の種類（ ）	
	9. 既存の躯体とは構造的に分離しているか	
	10. 計画検査からの変更事項に適切に対応しているか ：主要な変更点（ ）	
完了 検査	1. シェルターに関するすべての工事が適切に完了しているか	
	2. 中間検査時の未確認事項は適切か	
	3. シェルターと周辺との納まりは適切か	